

平成25年度

定期監査結果報告書  
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)  
(公営企業会計)

平成26年8月

北海道監査委員

# 平成25年度 定期監査結果報告書（年間総括）

## 目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	2
4	監査結果の区分	2
5	随時監査の結果	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	公金の着服等を行っていたもの	4
3	不適切な会計処理を行っていたもの	5
4	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの	6
5	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	8
6	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	10
7	公用車の効率的な運用等の視点から是正又は改善を求めたもの	12
8	公用車による交通事故等が発生しているもの	13
9	公有財産の損傷等が発生しているもの	14
10	その他是正又は改善を求めたもの	15
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	16
2	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	16
3	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	17
4	公用車による交通事故等が発生しているもの	17
	(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数	18
	(別記2) 項目別監査結果一覧	21

## 第1 監査結果報告について

監査結果報告については、これまで年間総括として年1回の報告を行っていたが、平成25年度定期監査結果報告からは、年間総括のほか、監査対象部局における早期の改善措置を促すため、監査を終了し、監査結果を決定した部局について年3回（おおむね4月、7月、9月の各月上旬）に分けて報告を行うことに変更し、これら年3回の各報告書においては、部局別に監査結果を掲載することとした。

年間総括である本報告書においては、年3回に分けて報告した監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数など年間の状況を掲載し、また、不適切な会計処理を行ったものなど、監査結果の内容に基づき区分し、各項目における指摘事項及び検討事項のうち、その主な監査結果を再掲している。

なお、平成25年度からの変更は次のとおりである。

項目	変更前	変更後
報告回数	年1回（年間総括）	年3回及び年間総括
報告時期	おおむね9月上旬	おおむね4月、7月、9月の各月上旬
報告内容	全監査結果を不適切な会計処理や不経済な支出など各項目に区分し掲載	(年3回) 全監査結果を部局毎に3回に分けて掲載  (年間総括) 全監査結果を総括 ・件数の推移や年間の状況を掲載 ・不適切な会計処理など各項目に区分し、そのうち主なものを再掲

## 第2 監査の概要

### 1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全425部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成25年11月から平成26年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成26年1月から6月までの間にそれぞれ実施した。

### 2 監査の主眼

監査は、平成25年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

#### (1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 入札・契約事務の執行について
- ウ 業務委託の執行について
- エ 物品の調達と管理について
- オ 補助金の執行について
- カ 財産の管理について
- キ 工事（技術）の執行について

#### (2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

### 3 監査の実施方法

- (1) 全425部局のうち、215部局については実地監査を実施し、210部局については書面監査を実施した。

(単位：部局)

会計	監査対象部局名	本庁	出先機関等	計	実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局	9	44	53	46	7
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教育庁	1	282	283	117	166
	警察本部	1	74	75	38	37
	計	16	400	416	206	210
公営企業会計	知事部局 (病院事業会計)	1	7	8	8	
	企業局 〔電気事業会計及び 工業用水道事業会計〕	1		1	1	
	計	2	7	9	9	
合計		18	407	425	215	210

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、さらに必要に応じて関係人調査などを行い内容を確認した。

また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、6部局について実地監査に変更して実施した。

なお、実地監査10部局の27出先機関等については、定期監査実施前に予備監査を実施した。

- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

### 4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

#### 《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

#### 《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

#### 《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

### 5 随時監査の結果

本報告書は、平成25年度定期監査結果について掲載しているものであるが、定期監査結果のほか、必要があるとして行った随時監査の結果も合わせて掲載し、件数等に随時監査の結果も含めている。

なお、随時監査結果については、区別できるようその都度、随時監査結果である旨を記載した。

### 第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

#### 1 指摘事項等の件数

##### (1) 件数の推移

平成23年度から平成25年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
予 算	9	1	2	3	1	1				12	2	3
収 入	13	12	13	23	13	19	1			37	25	32
支 出	12	32	23	52	45	49	2	5	5	66	82	77
契 約	37	29	16	43	40	31	2	6	5	82	75	52
財 産	18	9	23	29	20	13	2	4	1	49	33	37
工事(技術)	4	6	2	39	39	26	2	1		45	46	28
経 営 管 理	1	1	1							1	1	1
そ の 他	23	16	14	35	20	30	1	1	1	59	37	45
計	117	106	94	224	178	169	10	17	12	351	301	275

注1 平成25年度の指摘事項のうち、その他の件数には、随時監査結果の1件を含む。

2 平成25年度の検討事項のうち、支出の件数には、1件の検討事項について、2部局に検討を求めたことから、2件として計上したものを含む。

##### (2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成25年度実績）

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	55	140	8	203
各 種 委 員 会 等 事 務 局		5	1	6
教 育 庁	18	18	3	39
警 察 本 部	21	6		27
計	94	169	12	275

注1 警察本部の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

2 知事部局及び各種委員会等事務局の検討事項の件数には、1件の検討事項について、2部局に検討を求めたことから、それぞれ1件としたものを含む。

##### (3) 指摘事項等に係る項目別の件数

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

項 目 別 区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
公 金 の 着 服 等	2			2
不 適 切 な 会 計 処 理	6			6
収 入 確 保	8	3		11
経 済 性 、 効 率 性 及 び 有 効 性	9	25	2	36
合 規 性	39	116		155
公 用 車 の 効 率 的 な 運 用 等			2	2
交 通 事 故 等	6	19		25
公 有 財 産 の 損 傷 等	23	6		29
そ の 他 是 正 等	1		8	9
計	94	169	12	275

注1 公金の着服等の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

2 その他是正等の検討事項の件数には、1件の検討事項について、2部局に検討を求めたことから、2件として計上したものを含む。

## 2 公金の着服等を行っていたもの

職員が業務を執行するに当たっては、公務員倫理の高揚に努め、道民との信頼関係のもとに実施しなければならないが、平成25年度に判明した職員による公金の着服等は、道民との信頼関係を損なう重大な事案である。

職員は最も基本的な法の遵守とともに、公務員倫理の重要性を改めて認識し、管理監督の立場にある職員は、その職責の重要性を自覚し、部下職員の適切な指導監督に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

### 公金の着服等

捜査用報償費の執行において、情報提供と関係のない個人的な飲食に使用したり、情報提供の相手方が支払った飲食代を自ら支払ったとすることなどにより、捜査用報償費の領得<sup>注1</sup>等をしているものが、平成22年度から平成25年度までの期間において、2部局で計42件、25万8,465円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	情報提供と関係のない個人的な飲食に使用しているもの		情報提供の相手方が支払った飲食代を自らが支払ったとしているもの		情報提供の相手方を偽るなど、関係書類に虚偽記載を行ったもの		会計年度
	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額	
中央警察署	3	26,000	10	92,540	17	74,080	平成23 ～25年度
			計		30	192,620	
旭川方面本部			2	17,200	10	48,645	平成22年度
			計		12	65,845	
計	3	26,000	12	109,740	27	122,725	
合 計					42	258,465	

注1 領得とは、自己または第三者のものとする目的で、他人の財物を不法に取得すること。

2 旭川方面本部については、随時監査の結果によるものである。

### 3 不適切な会計処理を行っていたもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理を行ったものとして、特に問題がある。

- ・ 職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・ 予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員は道民の不信を招くことのないよう法令等を遵守し、業務の執行に当たらなければならない。

平成20年度以降の定期監査結果報告書において、「不適切な会計処理を行っていたもの」として掲載し、是正及び改善を求めてきたものについて、平成25年度においても同様の事案が発生している。

職員は業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、また、管理監督の立場にある職員は、これらの事案の再発防止のため、チェック体制を強化することや職員の意識改革を促す取組をさらにを行い、人材育成に努めることを強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

#### (1) 知事部局

##### ア 総務部

物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず、職員が作成した請求書により支出しているものが、27件、349万2,397円、私費により支払っているものなどが、35件、98万245円、計62件、447万2,642円の不適切な事務処理があった。

なお、この不適切な事務処理に係る監査は継続して実施しているところであるが、不適切な事務処理の態様や件数及び金額等を勘案し、一旦、現時点において判明している状況をもって、部局に対して是正、改善を求めるものである。

##### イ 総合政策部

道及び道等が負担金を交付する団体等により共催されたフォーラムの終了後に、交流会を開催するに当たり、外部講師の会費、3名分、9,000円を免除することとして、その会費を上記フォーラム共催団体に印刷製本費名目により、支払わせているものがあった。

#### (2) 教育庁

##### 道立学校

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成25年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、129件、244万4,109円、決定書の作成を行っていないもの、支出が遅延しているものなどが、231件、800万5,935円、4部局で計360件、1,045万44円の不適切な事務処理があった。

(単位：件、円)

部 局 名	私費払いなど		支出遅延など		会計年度
	事項数	金額	事項数	金額	
砂川高等学校	43	762,112	126	1,686,021	平成22 ～24年度
		計	169	2,448,133	
網走桂陽高等学校	29	260,851	59	3,795,951	平成23 ～25年度
		計	88	4,056,802	
鷹栖養護学校	54	1,407,706	36	1,013,024	平成22 ～25年度
		計	90	2,420,730	
紋別養護学校	3	13,440	10	1,510,939	平成23 ～25年度
		計	13	1,524,379	
計	129	2,444,109	231	8,005,935	
合 計		計	360	10,450,044	

#### 4 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その解消のため、適切な措置を要する。

道税や一部の税外諸収入においては、収入未済額解消に向けた各種の取組を行った結果、収入未済額が減少しているものがあり、引き続き効果のある取組を求める。

一方、税外諸収入の中には、収入未済額解消への取組が十分とはいえず、平成25年度末の収入未済額が前年度より増加しているものがあることから、これらの税外諸収入の収入未済額解消については、各部局における対応の強化とともに、本庁関係部の強力な取組を求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。

##### (1) 収入未済額解消の取組を積極的に行い成果が出ているもの

###### 〔道税収入〕

道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の積極的な差押えを実施するなど徴収対策の強化に努め、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、適正、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H25	534,978,421	515,747,437	1,851,005	17,379,979	96.4
H24	524,143,104	502,947,981	2,088,745	19,106,378	96.0

###### 〔放置違反金収入<sup>注</sup>(税外諸収入)〕

放置違反金収入については、電話などによる催告のほか、預貯金や動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の増員や時差勤務、日曜勤務の実施など徴収体制の強化に取り組んだこともあり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H25	839,775	527,638	30,902	281,235	62.8
H24	909,151	555,260	23,322	330,569	61.1

注 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の使用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。



(2) 収入未済額解消の取組が十分でないもの

〔母子福祉資金貸付金収入等（税外諸収入）〕

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては徴収管理を行う上で重要な帳票である滞納整理票を作成していないもの、文書や電話による催告が行われていないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（保健福祉部）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H25	4,266,248	1,318,851	124,176	2,823,221	30.9
H24	4,293,875	1,352,387	179,388	2,762,100	31.5

【平成25年度 税外諸収入の合計】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものについて集計した。

（単位：千円、％）

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率		前年比
					H25	H24	
母子福祉資金貸付金収入等	4,266,248	1,318,851	124,176	2,823,221	30.9	31.5	▲ 0.6
中小企業高度化資金貸付金収入等	10,378,665	1,083,855	0	9,294,810	10.4	10.2	0.2
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	505,045	167,685	0	337,360	33.2	37.5	▲ 4.3
道営住宅使用料収入等	6,134,414	5,459,364	42,367	632,683	89.0	88.1	0.9
土地区画整理事業資金貸付金収入	274,346	1,021	0	273,325	0.4	1.5	▲ 1.1
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	155,231	28,129	0	127,101	18.1	20.6	▲ 2.5
放置違反金収入	839,775	527,638	30,902	281,235	62.8	61.1	1.7
農業改良資金貸付金収入等	421,402	361,075	0	60,327	85.7	87.2	▲ 1.5
堤塘使用料収入	434,046	373,958	6,017	54,072	86.1	83.4	2.7
高等学校授業料収入	65,267	28,142	38	37,087	43.1	44.5	▲ 1.4
平成25年度 税外諸収入 合 計	23,474,439	9,349,718	203,500	13,921,221	39.8	39.9	▲ 0.1
平成24年度 税外諸収入 合 計	23,700,394	9,454,507	278,916	13,966,971			

## 5 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、近年、行財政改革による効率的な行財政の執行が求められており、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、**経済性、効率性及び有効性**の視点から是正又は改善を求めた。

- ・ 事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔**経済性**〕
- ・ 実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔**効率性**〕
- ・ 実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔**有効性**〕

道では、厳しい財政状況を踏まえた行財政改革の推進により、歳入・歳出全般にわたる見直しを行っている。しかし、経済性等の観点から問題のある事案が見受けられることから、事務事業の実施に当たっては、安易な前例踏襲を見直し、経済性、効率性、有効性に配慮した執行が重要である。

主な監査結果は、次のとおりである。

### (1) 予算に係る事項

国の母子保健医療対策等総合支援事業の財源を活用した北海道特定不妊治療費補助金において、国の実施要綱では同一人については2年度目以後の助成は年2回を上限としているが、平成24年度の予算管理を適切に行わなかったことに起因し、配当予算が不足したため、平成24年度内に申請されたものの一部を平成25年度に受理したものととして交付決定するよう総合振興局等に指示したことにより、平成25年度執行分のうち、28件が一年度内の助成回数の上限を超えたため国庫補助事業の対象外となり、159万2,810円の国庫補助金を受けることができなかった。（保健福祉部）

### (2) 支出に係る事項

ア 地方公務員等共済組合法に基づく短期（医療費等）及び長期（年金）給付等に係る共済費の執行において、負担すべき金額を毎月、共済組合に払い込まなければならないこと、また、支払いは概算払をすることができることとされているところ、特段の理由もなく毎月払いを行わず、数ヶ月分をまとめて概算払しているが、毎月払いすることにより、1回の支払いに必要な資金の額を少なくできることから、資金調達による利息を軽減できるものが、422万5,000円相当あった。（総務部）

イ 社会福祉法人等に対する法人道民税の課税において、当該法人が収益事業を行っている場合であっても、その所得の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業等に充てている場合は、法人道民税を課すことができないが、この非課税要件を確認することなく税額を決定し徴収したことから、当該税額を還付することに伴い、本来、必要のない還付加算金等を支出しているものが、124件、90万8,000円あった。（総務部）

ウ 役務費の執行において、故障車両等のレッカー搬送に当たり、必要以上の距離を搬送したため、不経済な支出となっているものが、2件、22万4,235円あった。（旭川方面本部）

エ 堤塘使用料の徴収において、誤った金額で調定し使用料を徴収したことや、道の管理する河川敷地でないにもかかわらず、誤って占用を許可し使用料を徴収したことから、誤納金の還付に当たり、本来必要のない還付加算金を支出しているものが、2件、7万1,033円あった。(空知総合振興局)

**(3) 契約に係る事項**

ア 複写機の再リース契約に係る基本料金の予定価格において、当初契約額の10分の1から12分の1程度の契約事例について市場調査することなく積算したことから、平成24年度から平成25年度までの契約金額が17万6,520円相当割高となっていた。(釧路総合振興局)

イ 庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算において、積算基準で定めた一般管理费率等を、特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、6万5,100円、予定価格が過大となっているものが、1件、45万9,900円あった。(根室振興局)

**(4) 工事（技術）に係る事項**

農道工事において、盛土部の法面保護工の設計に当たり、一部の法面で植生基材吹付工を選定していたが、現場から発生したすき取り土を処分せず使用することが可能であったことから、設計金額が257万2,500円過大となり、契約金額が186万2,700円割高となっていた。(留萌振興局)

**(5) 情報システム業務委託の積算方法等について検討を求めたもの**

情報システムの運用・保守管理委託業務の執行において、実績報告書等に記載された業務時間数が、積算時間数を大幅に下回っているものや実績報告書に業務時間数が記載されていないため、実績業務量の把握が困難なもの、あらかじめ業務量を見積もることが困難な緊急点検業務についても総価契約としているものなどがあることから、適切な積算方法や実績業務量の把握方法、単価契約の可否等について、検討を行う必要がある。(総合政策部に対する検討事項)

**(6) 警備業務委託の適切な執行方法等について検討を求めたもの**

庁舎等警備業務委託の執行において、有人警備業務は開庁日の職員勤務時間外及び週休日等に、訓練生や行政財産使用許可を受けた者が庁舎を使用する際の庁舎管理を行うことを目的として実施しているが、庁舎を使用していないため有人警備の必要のない日についても業務が行われていることから、委託業務の適切な執行方法等について検討を行う必要がある。(経済部に対する検討事項)

## 6 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは公務員としての基本であり、この視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などが散見された。

法令等に従わずに行われた事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さなミスが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等の知識習得とともに、管理監督の立場にある職員は、組織としてミスを未然に防止する体制の整備に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

### (1) 収入に係る事項

ア 公法上の債権である児童保護措置費徴収金において、消滅時効が完成しているにもかかわらず、払込金を収納しているものが、3件、12万3,600円あった。

(空知総合振興局)

イ 海外派遣職員給与費補てん金収入については、納入通知書を発した日の属する年度の会計年度としなければならないが、平成25年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成24年度の会計年度としたものなどが、2件、1,279万9,686円あった。

(教育庁)

ウ 道立学校の入学料については、北海道立学校条例に定める金額を北海道収入証紙で納付することとされているが、収入取扱員が現金で収納しているものが、11件、6万2,150円あった。

(礼文高等学校)

### (2) 支出に係る事項

ア 道有資産所在市町村交付金において、道は、毎年6月に、前年の3月31日現在において所有する固定資産で道以外の者が使用しているものについて、固定資産所在の市町村に対して当該交付金を交付しているが、交付金の対象外となる固定資産について、必要な事務処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、7万4,300円相当あった。

(出納局)

イ 補助金の額の確定事務において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知することとされているが、これらを行っていないものが、1件、207万9,000円あった。

(日高振興局)

### (3) 契約に係る事項

ア 道有地管理業務委託において、伐木選定調査により確定した伐木本数を基に、変更契約を締結する必要があったが、これを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、23万9,056円あった。

(経済部)

イ 競馬の実施に関する委託業務において、委託料により取得した物件があるときは、当該委託業務の完了後、速やかに道に移転させなければならないが、これを行っていないものが平成22年度から平成25年度までの期間において、27件、1,734万8,728円分あった。

(農政部)

ウ 一般廃棄物処理委託業務において、漁港に漂着し集積された流木の運搬及び処分を委託する場合は、業務を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者と、運搬と処分に係る業務についてそれぞれ契約しなければならないが、許可を有しない者と契約し、運搬及び処分を行っているものが、1件、98万3,871円あった。(根室振興局)

エ 工事請負契約において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が11万7,967円割高となっていた。(開拓記念館)

オ 工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、59万8,500円相当あった。(上川教育局)

#### (4) 工事（技術）に係る事項

工事前仮設道路の設置工事において、設置位置の変更など工事内容の大部分を変更し、かつ事業費の大幅な増減が見込まれる場合には、工事監督員は、支出負担行為担当者に上申書を提出して指示を受ける等、施工前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わずに施工させ、概数の確定による設計変更で対応しており、事務処理が不適切であった。(後志総合振興局)

#### (5) 基本的な経理事務

時間外勤務手当の支給を誤っているもの、決定書を作成しないで契約しているもの、権限のない者が専決しているものなど、基本的な経理事務に係る指摘事項等の件数の推移は次のとおりである。

なお、出納局では、『年度始めに留意が必要な会計事務等について』や『決裁権者のためのチェックの手引き』などを作成し、財務会計事務の適正な執行について周知するとともに、各部局に対し、監査結果決定の都度、指摘事項等を一覧表にまとめ、注意喚起するなどの取組を行っている。

#### 【基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様】

区分	件数			指摘事項等の主な態様
	H23	H24	H25	
予算	9			・年度開始前に契約締結決定や契約締結を行っているもの ・年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているもの
収入	16	4	8	・督促状を発付していないもの、遅延しているもの ・収入取扱員の日常検査が不適切なもの など
支出	30	39	28	・時間外勤務手当が過払い又は未支給となっているもの ・決定書を作成しないで契約しているもの など
契約	58	34	30	・契約保証金等を免除要件に該当しないのに免除しているもの ・予定価格の積算が不適切なもの など
財産	9	4	1	・使用料等の算定が誤っているもの、徴収していないもの ・薬品の管理が不適切なもの など
その他	16	6	6	・権限のない者が専決しているもの ・会計員等を任命していないもの など
計	138	87	73	

注1 「指摘事項等の態様」は、基本的な経理事務の主なものであり、工事(技術)に係る事項は除いている。

2 指摘事項及び指導事項に係るものについて記載しており、「件数」は、1件の指摘事項等でも、複数の項目にわたるものについては、それぞれ該当する項目に記載している。

## 7 公用車の効率的な運用等の視点から是正又は改善を求めたもの

公用車の効率的な運用や公用車の調達方法等が適切なものとなっているかをテーマとして、次の視点から監査を行った。

- ・ 効率的な運用が図られていないもの
- ・ 調達方法（購入、リース、レンタル）について、十分検討していないもの
- ・ 調達に当たって、経済性、効率性を配慮していないもの
- ・ 契約事務を適切に行っていないもの

公用車の調達方法については、平成24年度定期監査において、借上期間の妥当性や再リースの可否等、経済的な調達に努めるよう検討を求めたところ、出納局では平成26年6月に『自動車賃貸借契約ハンドブック』を作成し、借入期間、予定価格の算定、再借入れの手続などの抜本的な見直しを行い、各部局に周知を図った。これにより、一定の改善があったものと認められるが、公用車の効率的な運用については、稼働率の低い公用車が見受けられることから、部局間での共有化の仕組みづくりなどについて検討を求めた。

監査結果は、次のとおりである。

### (1) 公用車の稼働率向上について検討を求めたもの

各総合振興局等における公用車の稼働状況等については、平成15年度行政監査結果において、年間稼働率の低い公用車の減車や管理換えを検討するよう改善意見を付したところであり、総務部では当該意見を踏まえ、平成19年4月に公用車に係る減車等の取扱いを通知したところである。しかし、現時点においても、特定の車種について冬期間の使用を控えるなどの理由から稼働率の低い公用車が見受けられる総合振興局等があり、一方で、同一合同庁舎に所在する他の部局においてレンタカーの借上げが多数行われている状況が見受けられた。

このため、各総合振興局等における公用車の稼働状況を踏まえて、保有の適否についての検討や合同庁舎内での公用車の効率的な使用が可能となるよう部局間での共有化の仕組みづくりについての協議など、公用車の稼働率向上について検討する必要がある。  
(総務部に対する検討事項)

### (2) 他部局保有公用車の利用等について検討を求めたもの

各教育局においては、管内小中高等学校への教育訪問指導業務等に当たり、公用車の保有台数不足を補うためレンタカーを借上げしているが、合同庁舎に所在する各総合振興局等の公用車を利用することにより経費節減が図られることから、他部局保有公用車の利用について関係部局と協議、検討する必要がある。

また、レンタカーの借上契約においても、借上げの都度、随意契約を行っている部局が見受けられるが、借上予定台数が相当数見込まれるときは、日額単価による競争入札等を行うことにより経済的な予算執行が見込まれることから、レンタカーの契約方法についても検討する必要がある。  
(教育庁に対する検討事項)

## 8 公用車による交通事故等が発生しているもの

道では、道民一丸となって交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、公用車はもちろんのこと、自家用車の運転についても、安全運転や事故防止について注意を喚起するとともに、職場研修などの取組を行っているが、依然として多くの交通事故が発生し、多額の賠償金や修繕費用等を支出している。

また、管理瑕疵による賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵による事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取組を積極的に進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

### (1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、10万円以上の支出があった部局は、計17部局であり、その支出の合計は、146件、5,484万9,405円、また、全損により公用車6台（残存価格495万6,479円）の廃車があった。

そのうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

#### 【賠償金及び修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	賠償金及び修繕費用等の合計		全損により廃車した公用車の 残存価格の合計	
	事項数	金 額	事項数	金 額
空知総合振興局	6	3,892,160	2	344,150
宗谷総合振興局	2	1,667,897	1	139,100
警 察 本 部	94	38,260,812	1	4,177,712
計	102	43,820,869	4	4,660,962

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。

2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。

3 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

### (2) その他の事故等

ア 高等学校グラウンド法面の管理瑕疵による事故が発生し、倉庫等が倒壊したことから賠償金として、1件、1,773万9,989円の支出があった。(釧路教育局)

イ 請負代金請求控訴事件において、道の敗訴が確定したことから、賠償金として、1件、2,633万6,467円の支出があった。

そのうち、2,411万8,500円は、道が違約金として請負代金と相殺した部分の返還に相当するものであり、残余の221万7,967円は、遅延利息及び訴訟費用として支出したものである。(建設部)

ウ 実習棟で火災事故が発生し、復旧費として、197万4,000円の支出があった。(岩見沢農業高等学校)

## 9 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有し又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、次のとおり、公有財産や物品の損傷、亡失等が発生している。

公有財産や物品の損傷により多額の修繕費用を支出し、また、物品の亡失により損失が発生しているが、職員が十分に注意を払うことにより、その発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、公有財産や物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

### (1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
旭 川 壟 学 校	1	196,069	公宅における給湯管及び混合栓
せ た な 警 察 署	1	1,827,000	消火ポンプユニット
計	2	2,023,069	

### (2) パーソナルコンピュータ等物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
水 産 林 務 部	2	140,984	パーソナルコンピュータ
石 狩 振 興 局	1	109,248	パーソナルコンピュータ
檜 山 振 興 局	1	132,300	公用車
特別支援教育センター	1	80,220	パーソナルコンピュータ
岩見沢農業高等学校	1	772,863	公用車
警 察 学 校	1	83,580	パーソナルコンピュータ
北 見 方 面 本 部	1	72,250	公用車
北 警 察 署	1	83,580	パーソナルコンピュータ
手 稲 警 察 署	2	183,015	公用車、パーソナルコンピュータ
三 笠 警 察 署	1	83,580	パーソナルコンピュータ
函 館 西 警 察 署	2	221,130	パーソナルコンピュータ
帯 広 警 察 署	1	97,335	パーソナルコンピュータ
網 走 警 察 署	1	59,000	公用車
斜 里 警 察 署	1	100,000	公用車
紋 別 警 察 署	1	130,000	公用車
興 部 警 察 署	1	51,271	公用車
計	19	2,400,356	

### (3) 工事発生材等物品の亡失により、損失があったもの

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	亡 失 物 品
空 知 総 合 振 興 局	1	192,300	工事発生材（鉄くず）
釧 路 総 合 振 興 局	1	97,650	パーソナルコンピュータ
計	2	289,950	



## 10 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項及び検討事項として是正又は改善を求めた事案があり、主な監査結果は、次のとおりである。

### (1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づき、小規模な場外発売所の全道展開、日本中央競馬会との連携協定に基づく相互販売などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めた結果、22年ぶりに単年度収支1億7,753万円<sup>注</sup>の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、事業の安定的な運営に必要な設備投資などを含め総合的な検討を行い、一層の経営改善を図る必要がある。

(農政部)

収入額 ①		支出額 ②		収支額 (①-②)	
16,214,184		16,428,720		△214,536	
勝馬投票券収入	14,017,430	法定経費等	11,786,896	翌年度歳入の繰上充用額	214,536
業務協力金	1,815,561	開催経費	4,249,757		
その他	381,193	繰上充用金	392,067		

注 単年度収支1億7,753万円(黒字)の算出は次のとおり  
 収入額①-(支出額②-繰上充用金)  
 =16,214,184千円  
 -(16,428,720千円-392,067千円)=177,531千円

一般財源借入金 累計額	24,243,752
(当該年度分)	( 0)

### (2) 適切な委託業務の執行について検討を求めたもの

社会福祉関係職員等研修事業において、業務の受託者は、事業実施要綱に基づき研修の実施に当たって受講者から会場使用料等に係る費用負担を実費で徴収し、道からの委託料と合わせて一体的に事業を執行している。しかし、道は、受講者から徴収した費用の収支について、実績報告書等で報告を求めているため、その内容を確認しておらず、また、委託料の積算が事業の実態と合っていないことなどから、受託者は事業実施要綱で定められていない費用にも支出していた。

これらのことから、委託事業全体の経理状況等を把握し、事業実施要綱等の見直しを行うなどして適切な委託事業の執行となるよう検討する必要がある。

(保健福祉部に対する検討事項)

### (3) 補助対象経費の算定方法について検討を求めたもの

高等学校生徒遠距離通学費等補助金において、保護者と住居を異にして居住する生徒に対する補助対象経費の算定に当たり、補助の対象生徒が補助の対象生徒以外の兄弟等とアパート等に同居している場合の補助対象経費とする部屋代について、対象生徒分の部屋代を区分できない場合は、部屋代の全額を補助対象経費としている。しかし、部屋代に食費や光熱水費等が含まれている場合は、一定割合を部屋代相当額として補助対象経費を算定していることから、補助の対象生徒以外の兄弟等と同居している場合の部屋代についても、居住人数や専用面積により按分して対象生徒分の部屋代相当額とするなど、補助対象経費の適切な算定方法について検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

## 第4 公営企業会計に係る定期監査結果

### 1 指摘事項等の件数

#### (1) 件数の推移

平成23年度から平成25年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
予 算				1		2				1		2
収 入				1	1	1				1	1	1
支 出	1	1	1	1	3	3		1		2	5	4
契 約	6	1	5	7	2	3				13	3	8
財 産	1	1		2	3					3	4	
工事(技術)				1		1				1		1
経 営 管 理	2	2	2							2	2	2
そ の 他	2	1		2	2	2				4	3	2
計	12	6	8	15	11	12		1		27	18	20

#### (2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成25年度実績）

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局 〔 病 院 事 業 会 計 〕	5	9		14
企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工 業 用 水 道 事 業 会 計 〕	3	3		6
計	8	12		20

#### (3) 指摘事項等に係る項目別の件数

(単位：件)

項 目 別 区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
経 営 に 係 る 事 業 の 管 理	2			2
合 規 性	6	10		16
交 通 事 故 等		2		2
計	8	12		20

## 2 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

監査結果は、次のとおりである。

- (1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が8億362万1,090円となっており、累積欠損金は731億2,491万590円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(保健福祉部)
- (2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億901万1,018円と3年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は179億6,489万9,934円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率の維持・確保に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)

### 3 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

主な監査結果は、次のとおりである。

#### (1) 契約に係る事項

ア 物品購入単価契約において、見積書の記載金額を加除訂正した見積書を無効とせず、有効なものとして契約を締結しているものが、1件、81万2,901円相当あった。

(保健福祉部)

イ 庁舎警備業務及び電話交換業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができるが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、140万3,010円相当あった。

(子ども総合医療・療育センター)

ウ 病院事業に係る医薬品等購入単価契約において、支出予定相当額が160万円を超えるものについては競争入札を執行しなければならないが、見積合わせにより随意契約を行っているものが、14件あった。

このうち、支出予定相当額が2,500万円以上で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが、1件あった。

(子ども総合医療・療育センター)

#### (2) 基本的な経理事務

##### 【基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様】

区 分	件 数			指 摘 事 項 等 の 主 な 態 様
	H23	H24	H25	
収 入		1	1	・未収金の事務処理が不適切なもの ・督促状を発付していないもの
支 出		1		・物品購入の手続きを行っていないもの
契 約	8	4	2	・契約保証金等を免除要件に該当しないのに免除しているもの ・無効な見積書を受領し契約を締結しているもの など
財 産	1	2		・固定資産台帳等の管理が不適切なもの
その他	1			・権限のない者が専決しているもの
合 計	10	8	3	

注1 「指摘事項等の態様」は、基本的な経理事務の主なものであり、工事(技術)に係る事項は除いている。

2 指摘事項及び指導事項に係るものについて記載しており、「件数」は、1件の指摘事項等でも、複数の項目にわたるものについては、それぞれ該当する項目に記載している。

### 4 公用車による交通事故等が発生しているもの

#### 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、10万円以上の支出があった部局は、計2部局であり、その支出の合計は、2件、46万6,682円あった。

(別記 1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた39部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
総務部	6	9	3	18
総合政策部	1		1	2
環境生活部	1	2		3
保健福祉部	3	5	2	10
経済部	3	6	1	10
農政部	3	2		5
水産林務部	3	2	1	6
建設部	3	3		6
出納局	2	1		3
空知総合振興局	5	6		11
石狩振興局	1	4		5
後志総合振興局	1	6		7
胆振総合振興局	1	14		15
日高振興局	1	1		2
渡島総合振興局		7		7
檜山振興局	1	1		2
上川総合振興局	2	7		9
留萌振興局	1	4		5
宗谷総合振興局	3	7		10
オホーツク総合振興局	4	12		16
十勝総合振興局	1	10		11
釧路総合振興局	3	5		8
根室振興局	2	5		7
東京事務所	1	2		3
札幌道税事務所		1		1
原子力環境センター		1		1
開拓記念館	1			1
江差高等看護学院		2		2
旭川肢体不自由児総合療育センター		1		1
向陽学院		1		1
計量検定所		1		1
札幌高等技術専門学院	1	2		3
旭川高等技術専門学院		1		1
函館高等技術専門学院	1	1		2
北見高等技術専門学院		2		2
苫小牧高等技術専門学院		1		1
帯広高等技術専門学院		2		2
釧路高等技術専門学院		1		1
漁業研修所		2		2
計	55	140	8	203

注 総務部の検討事項の件数には、1件の検討事項に対し、2部局に検討を求めた1件を含む。

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた3部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
議会事務局		4		4
選挙管理委員会事務局		1		1
人事委員会事務局			1	1
計		5	1	6

注 人事委員会事務局の検討事項の件数は、1件の検討事項に対し、2部局に検討を求めた1件である。

(3) 教育庁

教育庁が所管する283部局のうち、是正又は改善を求めた24部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
教育庁	3	3	3	9
胆振教育局	1			1
上川教育局	1			1
十勝教育局	1	1		2
宗谷教育局		1		1
釧路教育局	2	1		3
特別支援教育センター	1			1
図書館	1	1		2
近代美術館		2		2
旭川美術館		1		1
岩見沢農業高等学校	2			2
砂川高等学校	1			1
札幌西高等学校		1		1
札幌北陵高等学校		1		1
小樽工業高等学校		1		1
礼文高等学校	1			1
美瑛高等学校		1		1
網走桂陽高等学校	1			1
美幌高等学校		1		1
広尾高等学校		1		1
旭川聾学校	1			1
鷹栖養護学校	1	1		2
紋別養護学校	1			1
美深高等養護学校		1		1
計	18	18	3	39

#### (4) 警察本部

警察本部が所管する75部局のうち、是正又は改善を求めた19部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
警察本部	3	2		5
警察学校	1			1
旭川方面本部	2			2
北見方面本部	1			1
中央警察署	1			1
東警察署	1			1
北警察署	2	1		3
豊平警察署		1		1
手稲警察署	1			1
三笠警察署	1			1
滝川警察署		1		1
小樽警察署		1		1
函館西警察署	1			1
せたな警察署	1			1
帯広警察署	2			2
網走警察署	1			1
斜里警察署	1			1
紋別警察署	1			1
興部警察署	1			1
計	21	6		27

注 旭川方面本部の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

## 2 公営企業会計

公営企業会計に係る9部局のうち、是正又は改善を求めた8部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
保健福祉部（病院事業会計）	3	1		4
江差病院		1		1
北見病院		2		2
羽幌病院		1		1
緑ヶ丘病院		1		1
向陽ヶ丘病院		2		2
子ども総合医療・療育センター	2	1		3
企業局	3	3		6
計	8	12		20

（別記２）項目別監査結果一覧

全ての監査結果を「第３ 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第４ 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別区分により整理したものは、次のとおりである。

【第３ 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分		部 局 名	報告回次																																																																		
2 公金の着服等を行っていたもの																																																																					
《指摘事項》																																																																					
<p>捜査用報償費の執行において、情報提供と関係のない個人的な飲食に使用したり、情報提供の相手方が支払った飲食代を自ら支払ったとすることなどにより、捜査用報償費の領得<sup>注1</sup>等をしているものが、平成22年度から平成25年度までの期間において、2部局で計42件、25万8,465円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、円)</p>		中央警察署 旭川方面本部	第3回 第3回																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">情報提供と関係のない個人的な飲食に使用しているもの</th> <th colspan="2">情報提供の相手方が支払った飲食代を自らが支払ったとしているもの</th> <th colspan="2">情報提供の相手方が偽るなど、関係書類に虚偽記載を行ったもの</th> <th rowspan="2">会計年度</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中央警察署</td> <td>3</td> <td>26,000</td> <td>10</td> <td>92,540</td> <td>17</td> <td>74,080</td> <td rowspan="2">平成23 ～25年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>30</td> <td>192,620</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旭川方面本部</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>17,200</td> <td>10</td> <td>48,645</td> <td rowspan="2">平成22年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>12</td> <td>65,845</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>26,000</td> <td>12</td> <td>109,740</td> <td>27</td> <td>122,725</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td></td> <td>42</td> <td>258,465</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	情報提供と関係のない個人的な飲食に使用しているもの		情報提供の相手方が支払った飲食代を自らが支払ったとしているもの		情報提供の相手方が偽るなど、関係書類に虚偽記載を行ったもの		会計年度	事項数	金 額	事項数	金 額	事項数	金 額	中央警察署	3	26,000	10	92,540	17	74,080	平成23 ～25年度			計	30	192,620		旭川方面本部			2	17,200	10	48,645	平成22年度			計	12	65,845		計	3	26,000	12	109,740	27	122,725		合 計				42	258,465												
部 局 名	情報提供と関係のない個人的な飲食に使用しているもの		情報提供の相手方が支払った飲食代を自らが支払ったとしているもの		情報提供の相手方が偽るなど、関係書類に虚偽記載を行ったもの		会計年度																																																														
	事項数	金 額	事項数	金 額	事項数	金 額																																																															
中央警察署	3	26,000	10	92,540	17	74,080	平成23 ～25年度																																																														
			計	30	192,620																																																																
旭川方面本部			2	17,200	10	48,645	平成22年度																																																														
			計	12	65,845																																																																
計	3	26,000	12	109,740	27	122,725																																																															
合 計				42	258,465																																																																
<p>注1 領得とは、自己または第三者のものとする目的で、他人の財物を不法に取得すること。 2 旭川方面本部については、随時監査の結果によるものである。</p>																																																																					
3 不適切な会計処理を行っていたもの																																																																					
《指摘事項》																																																																					
<p>(1) 物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず、職員が作成した請求書により支出しているものが、27件、349万2,397円、私費により支払っているものなどが、35件、98万245円、計62件、447万2,642円の不適切な事務処理があった。 なお、この不適切な事務処理に係る監査は継続して実施しているところであるが、不適切な事務処理の態様や件数及び金額等を勘案し、一旦、現時点において判明している状況をもって、部局に対して是正、改善を求めるものである。</p>		総務部	第3回																																																																		
<p>(2) 道及び道等が負担金を交付する団体等により共催されたフォーラムの終了後に、交流会を開催するに当たり、外部講師の会費、3名分、9,000円を免除することとして、その会費を上記フォーラム共催団体に印刷製本費名目により、支払わせているものがあった。</p>		総合政策部	第3回																																																																		
<p>(3) 物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成25年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、129件、244万4,109円、決定書の作成を行っているものの、支出が遅延しているものなどが、231件、800万5,935円、4部局で計360件、1,045万44円の不適切な事務処理があった。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、円)</p>		砂川高等学校 網走桂陽高等学校 鷹栖養護学校 紋別養護学校	第2回 第2回 第2回 第2回																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">私費払いなど</th> <th colspan="2">支出遅延など</th> <th rowspan="2">会計年度</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">砂川高等学校</td> <td>43</td> <td>762,112</td> <td>126</td> <td>1,686,021</td> <td rowspan="2">平成22 ～24年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>169</td> <td>2,448,133</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網走桂陽高等学校</td> <td>29</td> <td>260,851</td> <td>59</td> <td>3,795,951</td> <td rowspan="2">平成23 ～25年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>88</td> <td>4,056,802</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鷹栖養護学校</td> <td>54</td> <td>1,407,706</td> <td>36</td> <td>1,013,024</td> <td rowspan="2">平成22 ～25年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>90</td> <td>2,420,730</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紋別養護学校</td> <td>3</td> <td>13,440</td> <td>10</td> <td>1,510,939</td> <td rowspan="2">平成23 ～25年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>13</td> <td>1,524,379</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>129</td> <td>2,444,109</td> <td>231</td> <td>8,005,935</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>360</td> <td>10,450,044</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	私費払いなど		支出遅延など		会計年度	事項数	金 額	事項数	金 額	砂川高等学校	43	762,112	126	1,686,021	平成22 ～24年度			計	169	2,448,133	網走桂陽高等学校	29	260,851	59	3,795,951	平成23 ～25年度			計	88	4,056,802	鷹栖養護学校	54	1,407,706	36	1,013,024	平成22 ～25年度			計	90	2,420,730	紋別養護学校	3	13,440	10	1,510,939	平成23 ～25年度			計	13	1,524,379	計	129	2,444,109	231	8,005,935		合 計			360	10,450,044			
部 局 名	私費払いなど		支出遅延など		会計年度																																																																
	事項数	金 額	事項数	金 額																																																																	
砂川高等学校	43	762,112	126	1,686,021	平成22 ～24年度																																																																
			計	169		2,448,133																																																															
網走桂陽高等学校	29	260,851	59	3,795,951	平成23 ～25年度																																																																
			計	88		4,056,802																																																															
鷹栖養護学校	54	1,407,706	36	1,013,024	平成22 ～25年度																																																																
			計	90		2,420,730																																																															
紋別養護学校	3	13,440	10	1,510,939	平成23 ～25年度																																																																
			計	13		1,524,379																																																															
計	129	2,444,109	231	8,005,935																																																																	
合 計			360	10,450,044																																																																	

4 収入確保の観点からは是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

収入未済額が1億円以上となっているもの

【道税収入】

道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の積極的な差押えを実施するなど徴収対策の強化に努め、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、適正、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

総務部

第3回

【税外諸収入】

ア 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては徴収管理を行う上で重要な帳票である滞納整理票を作成していないもの、文書や電話による催告が行われていないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

保健福祉部

第3回

イ 中小企業高度化資金貸付金収入等

中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の債権回収会社への委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

経済部

第3回

ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等

林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の債権回収会社への委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

水産林務部

第3回

エ 道営住宅使用料収入等

道営住宅使用料収入等については、収納強化月間を設定して行う訪問徴収や退去者に係る未収金収納業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

建設部

第3回

オ 土地区画整理事業資金貸付金収入

土地区画整理事業資金貸付金収入については、債務者や連帯保証人に対する訪問による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

建設部

第3回

カ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

公立高等学校奨学資金貸付金に係る貸付収入並びに公立高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る返還金については、借受者への文書による催告のほか、連帯保証人への催告などにも取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

教育庁

第3回

キ 放置違反金収入

放置違反金収入については、電話などによる催告のほか、預貯金や動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の増員や時差勤務、日曜勤務の実施など徴収体制の強化に取り組んだこともあり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

警察本部

第3回

《指導事項》

収入未済額が1,000万円以上となっているもの

【税外諸収入】

ア 農業改良資金貸付金収入等

農業改良資金貸付金に係る貸付収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収納に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。

農政部

第3回



	イ 堤塘使用料収入	堤塘使用料収入については、滞納整理事務に係る研修による職員の徴収技術向上などに取り組み、収入未済額が減少したところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	建設部	第3回
	ウ 高等学校授業料収入	高等学校授業料収入については、教育局及び道立学校において未納対策事務取扱要領に基づく催告を行うほか、未納者の状況確認などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	教育局	第3回
5 経済性、効率性及び有効性の視点からは正又は改善を求めたもの				
(1) 予算に係る事項				
《指摘事項》				
		国の母子保健医療対策等総合支援事業の財源を活用した北海道特定不妊治療費補助金において、国の実施要綱では同一人については2年度目以後の助成は年2回を上限としているが、平成24年度予算管理を適切に行わなかったことに起因し、配当予算が不足したため、平成24年度内に申請されたものの一部を平成25年度に受理したものととして交付決定するよう総合振興局等に指示したことにより、平成25年度執行分のうち、28件が1年度内の助成回数上限を超えたため国庫補助事業の対象外となり、159万2,810円の国庫補助金を受けることができなかった。	保健福祉部	第3回
(2) 支出に係る事項				
ア 共済費				
《指摘事項》				
		地方公務員等共済組合法に基づく短期（医療費等）及び長期（年金）給付等に係る共済費の執行において、負担すべき金額を毎月、共済組合に払い込まなければならないこと、また、支払いは概算払をすることができることとされているところ、特段の理由もなく毎月払いを行わず、数ヶ月分をまとめて概算払しているが、毎月払いすることにより、1回の支払いに必要な資金の額を少なくできることから、資金調達による利息を軽減できるものが、422万5,000円相当あった。	総務部	第3回
イ 旅費				
《指導事項》				
		旅費の執行において、用務の日程が確定する前の段階で旅行命令を発し、確定後、出発日を変更する必要があるが生じ、航空券の取消手数料等が発生したことから、不経済な支出となっているものが、1件、5,460円あった。	十勝総合振興局	第2回
ウ 需用費				
《指導事項》				
	(7)	コピー用紙の購入において、総合振興局の総務課では各課の依頼を取りまとめて定時見積等により購入事務を行っているが、特段の理由がないのに当該課から直接発注・購入したため、不経済な支出となっているものが、2万5,924円相当あった。	胆振総合振興局	第2回
	(4)	需用費の執行において、振興局で使用する封筒の印刷は、各課の依頼を取りまとめて定時見積により発注しているが、一部の課等について取りまとめを行わず、個別の定時見積により印刷を発注していることから、不経済な支出となっているものが、2件、2万475円相当あった。	留萌振興局	第2回
	(9)	印刷製本費の執行において、自主作成が可能かどうか十分に検討することなく、印刷物を発注したことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万110円あった。	札幌北陵高等学校	第2回
	(1)	需用費の執行において、人事異動に伴う机上札の変更を行うに当たり、パソコン等での自主作成が可能であるにもかかわらず、外部に発注したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万500円あった。	留萌振興局	第2回
エ 役務費				
《指摘事項》				
		役務費の執行において、故障車両等のレッカー搬送に当たり、必要以上の距離を搬送したため、不経済な支出となっているものが、2件、22万4,235円あった。	旭川方面本部	第1回
《指導事項》				
	(7)	役務費の執行において、冬期間に庁舎水道管の水抜き作業を行わなかったことから水道管が凍結し、解氷を行う必要が生じたため不経済な支出となっているものが、1件、2万6,250円あった。	上川総合振興局	第3回
	(4)	役務費の執行において、緊急性がないにもかかわらず、緊急時連絡用の携帯電話を使用してインターネットを利用したことから、不経済な支出となっているものが、2件、8,820円あった。	石狩振興局	第2回

オ	<p><b>委託料</b></p> <p>《指摘事項》</p> <p>委託料の概算払については、提出された事業計画書や資金収支計画書などを勘案し適期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払いを行ったことから、受託事業者において多額の遊休資金が生じているものがあつた。 当該案件は、前年度監査における指導事項と同様な案件であり、改善が図られていなかった。</p> <p>保健福祉部 第3回</p>												
カ	<p><b>使用料及び賃借料</b></p> <p>《指導事項》</p> <p>日本放送協会との放送受信契約において、同一敷地内に設置した受信機の放送受信料については、原則、1件を除外した残りのそれぞれについて、その半額を減じて支払う契約とすることが可能であつたが、これを行わなかったため、放送受信料が不経済となっているものが、2部局で2件、1万4,160円あつた。 (単位:件、円)</p> <table border="1" data-bbox="316 600 1166 748"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釧 路 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>7,080</td> </tr> <tr> <td>帯 広 高 等 技 術 専 門 学 院</td> <td>1</td> <td>7,080</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>14,160</td> </tr> </tbody> </table> <p>釧路総合振興局 第2回 帯広高等技術専門学院 第2回</p>	部 局 名	事項数	金 額	釧 路 総 合 振 興 局	1	7,080	帯 広 高 等 技 術 専 門 学 院	1	7,080	計	2	14,160
部 局 名	事項数	金 額											
釧 路 総 合 振 興 局	1	7,080											
帯 広 高 等 技 術 専 門 学 院	1	7,080											
計	2	14,160											
キ	<p><b>その他の支出</b></p> <p>《指摘事項》</p> <p>(7) 社会福祉法人等に対する法人道民税の課税において、当該法人が収益事業を行っている場合であっても、その所得の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業等に充てている場合は、法人道民税を課することができないが、この非課税要件を確認することなく税額を決定し徴収したことから、当該税額を還付することに伴い、本来、必要のない還付加算金等を支出しているものが、124件、90万8,000円あつた。 総務部 第3回</p> <p>(4) 堤塘使用料の徴収において、誤った金額で調定し使用料を徴収したことや、道の管理する河川敷地でないにもかかわらず、誤って占用を許可し使用料を徴収したことから、誤納金の還付に当たり、本来必要のない還付加算金を支出しているものが、2件、7万1,033円あつた。 空知総合振興局 第3回</p>												
(3)	<p><b>契約に係る事項</b></p> <p><b>ア 委託契約</b></p> <p>《指摘事項》</p> <p>業務委託に係る予定価格の積算において、積算基準で定めた一般管理費率等を、特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、6万5,100円、予定価格が過大となっているものが、1件、45万9,900円あつた。 根室振興局 第2回</p> <p>《指導事項》</p> <p>(7) 釧路管内道立特別支援学校校舎等日常清掃業務契約において、大規模改修工事に伴う内部改修等により、一定期間について清掃を実施しない箇所があるにもかかわらず、当該清掃面積を控除した契約変更の事務処理を行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、3万8,028円あつた。 釧路教育局 第1回</p> <p>(4) 放射線モニタリング総合サイトに係る保守・運用委託業務の執行において、翻訳の回数を12回としていたが6回で業務を完了し、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあつた。 経済部 第3回</p> <p>(4) 埋蔵文化財情報発信等委託業務の執行において、文化財が埋蔵されている土地データの入力箇所を475箇所としていたが125箇所業務を完了し、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあつた。 教育庁 第3回</p> <p>(イ) 消防用設備等点検業務委託において、総合点検及び機器点検で自動火災報知設備に不良機器がある報告を受託者から受けていたが長期間補修の措置をとっておらず、委託に係る成果を活用していないものがあつた。 美幌高等学校 第1回</p> <p>《検討事項》</p> <p>(7) 情報システムの運用・保守管理委託業務の執行において、実績報告書等に記載された業務時間数が、積算時間数を大幅に下回っているものや実績報告書に業務時間数が記載されていないため、実績業務量の把握が困難なもの、予め業務量を見積もることが困難な緊急点検業務についても総価契約としているものなどがあることから、適切な積算方法や実績業務量の把握方法、単価契約の可否等について、検討を行う必要がある。 総合政策部 第3回</p> <p>(4) 庁舎等警備業務委託の執行において、有人警備業務は開庁日の職員勤務時間外及び週休日等に、訓練生や行政財産使用許可を受けた者が庁舎を使用する際の庁舎管理を行うことを目的として実施しているが、庁舎を使用していないため有人警備の必要のない日についても業務が行われていることから、委託業務の適切な執行方法等について検討を行う必要がある。 経済部 (函館高等技術専門学院 他) 第1回</p>												

イ その他の契約		
《指導事項》		
複写機の再リース契約に係る基本料金の予定価格において、当初契約額の10分の1から12分の1程度の契約事例について市場調査することなく積算したことから、平成24年度から平成25年度までの契約金額が17万6,520円相当割高となっていた。	釧路総合振興局	第2回
(4) 財産に係る事項		
公有財産		
《指導事項》		
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、所在する市町村に対して購入の意志を確認するとともに、大規模画地を戸建用に分筆した売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。 ・平成25年度処分面積（公宅跡地売却等）…………… 257,917㎡ ・平成26年3月末未利用地面積 …………… 2,643,369㎡	総務部	第3回
(5) 工事（技術）に係る事項		
ア 設計		
《指導事項》		
(7) 林道改良工事において、切土部の法面保護工の設計に当たり、岩質の法面については、人力施工による植生マット工で設計し、レキ質の法面については、人力施工による張芝工で設計していたが、それぞれを機械施工による客土注入マット工と有機材種子散布工とすることにより、経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっていた。	空知総合振興局	第3回
(4) 道路改良工事において、下層路盤及び凍上抑制層の設計に当たり、路盤構成は転圧層数と材料の単価の差を比較検討して決定しなければならないが、これを行っておらず、凍上抑制層厚を減らして下層路盤厚を増やすことにより経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっていた。	オホーツク総合振興局	第3回
(9) 治山工事において、法面工の実施に当たり、本体工事と植生工を分離し、植生工発注までに長期間を要する場合は、植生工の施工時期、土質の状態等の検討を行い、必要に応じて埋戻し部分の植生やシートによる保護など、法面の安定を保つための対策を行うべきところ、これを行わず、ひと冬を経過したため、法面の一部に降雨や融雪水などによる侵食が発生しているものがあつた。	十勝総合振興局	第2回
イ 積算		
《指導事項》		
(7) 放射線防護空調設備工事において、放射線防護用フィルターの設計単価を見積りにより策定するに当たり、類似品の見積価格から査定を行う場合は、査定に用いる類似品見積価格は最低価格の見積書のものとするものとされているが、類似品についての十分な検討を行わず、二番目に低い価格の見積書のものを用いて査定率を決定していた。	建設部	第3回
(4) 農道整備工事において、防雪柵基礎ブロックの積算に当たり、全数を工場製品として積算していたが、現場打ちコンクリート基礎とすることで経済的な積算が可能であることから、設計金額が過大となっていた。	宗谷総合振興局	第2回
ウ 施工		
《指導事項》		
(7) 道路整備工事において、コンクリート擁壁の防寒囲いに使用するわく組足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。	後志総合振興局	第2回
(4) 治山工事及び砂防工事において、コンクリート構造物の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木又は85cm以上の手すり及び中さん等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。	胆振総合振興局	第2回
(9) 治山工事等において、コンクリート構造物の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から作業員が墜落するおそれのある箇所には、高さ15cm以上の幅木又は85cm以上の手すり及び中さん等を設置しなければならないが、一部に設置しておらず足場の安全管理が適切でなかった。	オホーツク総合振興局	第3回
エ その他		
《指導事項》		
農道工事において、盛土部の法面保護工の設計に当たり、一部の法面で植生基材吹付工を選定していたが、現場から発生したすき取り土を処分せず使用することが可能であったことから、設計金額が257万2,500円過大となり、契約金額が186万2,700円割高となっていた。	留萌振興局	第2回

《指導事項》		
(7) 道路整備工事において、護岸工に用いるふとんかご等の設計に当たり、中詰め材を購入した割栗石で積算していたが、現場から発生し中間処理施設で処分することとしていた既設擁壁のコンクリート塊を利用することが可能であったことから、設計金額が過大となっていた。	後志総合振興局	第2回
(4) 河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、大量の残土が発生するにもかかわらず事前に土質試験をしていなかったため、利用可能な土質でありながら協議会での利用調整を行わずに民地へ残土処分しており、建設発生土の処理が適切でなかった。	上川総合振興局	第3回
(4) 道路改良工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行わずに処分場に残土処理しており、建設発生土の処理が適切でなかった。	十勝総合振興局	第2回

6 法規性の視点からは正又は改善を求めたもの

(1) 予算に係る事項

《指摘事項》		
警報付ポケット線量計等の購入において、備品購入費で購入決定をした後、入札の結果、取得価格が2万円未満となった場合には、支出科目を需用費に変更することとされているが、備品購入費により執行しているものが、90台、103万50円あった。	総務部	第3回
《指導事項》		
公宅街路灯撤去工事において、街路灯を撤去する場合には、工事請負費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものが、1件、2万8,770円あった。	出納局	第3回

(2) 収入に係る事項

《指摘事項》		
ア 物品の処分において、売払い及び廃棄を行う場合は、収入すべき売払決定と支出すべき廃棄に係る役務費の執行決定をそれぞれの総額について決定することが原則とされており、例外的に売払収入と廃棄に係る役務費を相殺した額により売払決定又は役務費の執行決定を行う場合は、その適否や契約内容などを十分に検討した上で行う必要があるが、これを十分に検討することなく、売払決定と廃棄に係る役務費の執行決定を併せて行い、契約代金の相殺について明確な規定のない契約を締結し、収入4万9,310円と支出4万7,355円を相殺した金額、1,955円を収入として調定しているものがあった。	東京事務所	第3回
イ 公法上の債権である児童保護措置費徴収金において、消滅時効が完成しているにもかかわらず、払込金を収納しているものが、3件、12万3,600円あった。	空知総合振興局	第3回
ウ 海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものや、30日を超えて督促状を発付しているものがあった。 また、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しない場合など、延滞金等が発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものや消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理がされていないものなど、適切な債権管理を行っていないものがあった。	胆振総合振興局	第2回
エ 海外派遣職員給与費補てん金収入については、納入通知書を発した日の属する年度の会計年度としなければならないが、平成25年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成24年度の会計年度としたものなどが、2件、1,279万9,686円あった。	教育庁	第3回
オ 道立学校の入学料については、北海道立学校条例に定める金額を北海道収入証紙で納付することとされているが、収入取扱員が現金で収納しているものが、11件、6万2,150円あった。	礼文高等学校	第3回

《指導事項》		
ア 公法上の債権である生活保護費返還金等について、消滅時効が完成している債権がある場合には、適切に不納欠損の整理を行う必要があるが、これを行ってなかった。 また、部局においても同様に不納欠損の整理を行っていないものがあることから、部局に対して不納欠損の整理を適切に行わせる必要がある。	保健福祉部	第3回
イ 看護職員等修学資金貸付金の徴収事務において、滞納者が督促状の指定期限を経過してもなお納付しないときは、文書や電話などにより催告を行い、納付を促さなければならないが、これらを行っておらず、また、督促状の指定期限までに完納しない場合など、収納管理上必要な事実が発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものがあった。	保健福祉部	第3回
ウ 税外諸収入金に係る現金領収証書管理者は、現金領収証書の受入れ及び払出しがあったときは、現金領収証書受払簿にその旨を記載しなければならないが、これを行っていないものがあった。	旭川肢体不自由児総合療育センター	第1回
エ 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行ってなかった。	札幌高等技術専門学院	第1回

オ	道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、直ちに調定し、原則として売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、調定を行わず、代金の完納前に引き渡しているものがあった。	北見高等技術専門学院	第3回												
カ	児童保護措置費徴収金及び生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、それを超えて督促しているものがあった。	空知総合振興局	第3回												
キ	生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。	胆振総合振興局	第2回												
ク	河川土地占用について、許可された法人が解散し、清算終了登記を確認しているにもかかわらず、占用許可を継続して、平成25年度の堤塘使用料の調定を行い、当該法人に納入通知しているものが、1件、1万6,721円あった。	胆振総合振興局	第2回												
ケ	公法上の債権である児童保護措置費徴収金について、消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理を行っていないものがあった。	渡島総合振興局	第2回												
コ	収入取扱員が、現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、2部局で2件、2万9,640円あった。 (単位: 件、円)	上川総合振興局 選挙管理委員会事務局	第3回 第3回												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局</td> <td>1</td> <td>19,640</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>29,640</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	上 川 総 合 振 興 局	1	10,000	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	19,640	計	2	29,640		
部 局 名	事項数	金 額													
上 川 総 合 振 興 局	1	10,000													
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	19,640													
計	2	29,640													
サ	軽油引取税の課税において、提出期限までに提出された申告書に係る申告税額について更正を行った場合は、当該更正による不足税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を決定し、徴収しなければならないが、これを行っていないものが、1件、5,600円あった。	オホーツク総合振興局	第3回												
シ	公法上の債権である児童保護措置費徴収金について、滞納者に対して平成25年度において催告を行っておらず、また、消滅時効が完成している債権があるにもかかわらず、不納欠損の整理を行っていないものがあった。	根室振興局	第2回												
ス	歳入を徴収する際は、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、土地使用料及び土地貸付料の徴収において、調定が遅延しているものがあった。	十勝教育局	第1回												
セ	道立学校児童生徒等の災害共済掛金の収納において、収入取扱員が共済掛金の収納日と同日に私費として収納した現金を誤って合算し、公金として収納、払込みをしているものが、2件、1万4,000円あった。 また、現金の収納事務に係る日常検査の検査員は、収納、払込みの事務が適正に処理されているかを検査しなければならないが、この事案について、適正に処理されているものとして、日常検査を完了していた。	札幌西高等学校	第1回												
ソ	収入取扱員が道立学校児童生徒等の災害共済掛金を収納した場合は、共済掛金収納日計票を作成し、領収原符、現金払込みに係る領収証書、現金出納簿及び保管現金等を添えて、検査員に回付し、収納事務の日常検査を受けなければならないが、共済掛金収納日計票を作成せず、日常検査を受けていないものがあった。	小樽工業高等学校	第1回												

(3) 支出に係る事項

ア 報酬

《指導事項》

一般職非常勤職員の報酬の支給において、報酬加算額の支給割合を誤ったことから、過払いとなっているものが、6名分、2万1,851円、未支給となっているものが、4名分、1万189円あった。

議会事務局

第3回

イ 職員手当等

《指摘事項》

(7) 住居手当の支給において、事実の発生年月日を誤って手当の額を認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、14万8,000円あった。  
また、特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、24名分、1万円、未支給となっているものが、4名分、800円あった。  
さらに、教員特殊業務手当については、教員が週休日等に、国等が開催する対外運動競技等に生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合や、学校の管理下で行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、4名分、4,000円あった。

教育庁

第3回

(4) 時間外勤務手当の支給において、支給割合を誤ったことなどから、過払いとなっているものが、13名分、3万1,226円、未支給となっているものが、9名分、2万1,423円あった。  
また、休日勤務手当を支給すべきところを時間外勤務手当を支給しているものが、1名分、1万1,385円あった。

オホーツク総合振興局

第3回

《指導事項》																																																																													
(7) 時間外勤務手当の支給において、支給割合を誤ったことなどから、12部局において、過払いとなっているものが、69名分、15万4,693円、未支給となっているものが、14名分、6万725円あった。 (単位：名、円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">過 払 額</th> <th colspan="2">未支給額</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>1</td> <td>17,670</td> <td>1</td> <td>19,756</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>28</td> <td>8,335</td> <td>3</td> <td>7,361</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>2</td> <td>14,984</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石 狩 振 興 局</td> <td>6</td> <td>12,836</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>7</td> <td>22,590</td> <td>5</td> <td>16,234</td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>9</td> <td>15,516</td> <td>2</td> <td>4,580</td> </tr> <tr> <td>檜 山 振 興 局</td> <td>1</td> <td>5,344</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宗 谷 総 合 振 興 局</td> <td>4</td> <td>5,288</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>6</td> <td>32,308</td> <td>1</td> <td>2,696</td> </tr> <tr> <td>根 室 振 興 局</td> <td>2</td> <td>3,158</td> <td>2</td> <td>10,098</td> </tr> <tr> <td>漁 業 研 修 所</td> <td>1</td> <td>5,656</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近 代 美 術 館</td> <td>2</td> <td>11,008</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69</td> <td>154,693</td> <td>14</td> <td>60,725</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	過 払 額		未支給額		事項数	金 額	事項数	金 額	総 務 部	1	17,670	1	19,756	保 健 福 祉 部	28	8,335	3	7,361	経 済 部	2	14,984			石 狩 振 興 局	6	12,836			胆 振 総 合 振 興 局	7	22,590	5	16,234	渡 島 総 合 振 興 局	9	15,516	2	4,580	檜 山 振 興 局	1	5,344			宗 谷 総 合 振 興 局	4	5,288			十 勝 総 合 振 興 局	6	32,308	1	2,696	根 室 振 興 局	2	3,158	2	10,098	漁 業 研 修 所	1	5,656			近 代 美 術 館	2	11,008			計	69	154,693	14	60,725	総務部 保健福祉部 経済部 石狩振興局 胆振総合振興局 渡島総合振興局 檜山振興局 宗谷総合振興局 十勝総合振興局 根室振興局 漁業研修所 近代美術館	第3回 第3回 第3回 第2回 第2回 第2回 第2回 第2回 第2回 第2回 第2回 第1回 第1回
部 局 名	過 払 額		未支給額																																																																										
	事項数	金 額	事項数	金 額																																																																									
総 務 部	1	17,670	1	19,756																																																																									
保 健 福 祉 部	28	8,335	3	7,361																																																																									
経 済 部	2	14,984																																																																											
石 狩 振 興 局	6	12,836																																																																											
胆 振 総 合 振 興 局	7	22,590	5	16,234																																																																									
渡 島 総 合 振 興 局	9	15,516	2	4,580																																																																									
檜 山 振 興 局	1	5,344																																																																											
宗 谷 総 合 振 興 局	4	5,288																																																																											
十 勝 総 合 振 興 局	6	32,308	1	2,696																																																																									
根 室 振 興 局	2	3,158	2	10,098																																																																									
漁 業 研 修 所	1	5,656																																																																											
近 代 美 術 館	2	11,008																																																																											
計	69	154,693	14	60,725																																																																									
(4) 宿日直手当の支給において、寄宿舎内において児童生徒の生活指導等を行う宿直勤務を命じられた職員が当該業務に従事しているにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、7,200円あった。		美深高等養護学校	第1回																																																																										
ウ 賃金																																																																													
《指摘事項》																																																																													
賃金の支給において、最も安価な定期券の金額を用いずに通勤手当の額を算定したことから、過払いとなっているものが、平成24年度から平成25年度までの期間において、10名分、8万6,847円あった。		出納局	第3回																																																																										
エ 報償費																																																																													
《指摘事項》																																																																													
死没職員に贈与する弔慰品の購入契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものがあった。		総務部	第3回																																																																										
《指導事項》																																																																													
総合評価審査委員会の委員に対する報償費の執行において、報償費の額の算定に当たり、対象となる時間を誤ったことから過払いとなっているものが、2名分、5,500円あった。		胆振総合振興局	第2回																																																																										
オ 旅費																																																																													
《指導事項》																																																																													
(7) 航空機を利用する外国旅行において、概算払されている旅費の精算をするときは、航空券の搭乗券の半券及び手配依頼した経費に係る旅行者の領収書を添付することとされているが、これらが添付されていなかった。		北警察署	第2回																																																																										
(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、領収書を添付していないものや搭乗券を添付していないもの、宛名の記載のない領収書などを添付しているものがあった。		総務部 環境生活部 水産林務部 東京事務所 札幌道税事務所 空知総合振興局 上川総合振興局 滝川警察署	第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回																																																																										
カ 需用費																																																																													
《指摘事項》																																																																													
(7) 電気料金及び下水道使用料の支払において、平成25年度予算で支払うべきものを、会計年度所属区分を誤り、平成24年度予算で支払ったものなどが、4件、7万1,004円あった。		水産林務部	第3回																																																																										
(4) 電気料金の支払において、早取期限内の支払を怠り、翌月に遅取料金が加算されたため、不経済な支払となっているものが、1件、7万382円あった。		帯広警察署	第1回																																																																										
《指導事項》																																																																													
(7) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。		経済部	第3回																																																																										
(4) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。		経済部	第3回																																																																										

(ク) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなるが、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、1件、7,010円あった。	東京事務所	第3回
(コ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査当日に出張し出勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 なお、実際の納品検査は、検査員に指定されていない職員が行っていた。	原子力環境センター	第1回
(カ) 物品の購入において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書等の所定の欄に、検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、検査当日に出勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	札幌高等技術専門学院	第1回
(キ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員を検査員に指定し、これを行わせているものがあった。	旭川高等技術専門学院	第1回
(ク) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 また、物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。	空知総合振興局	第3回
(ケ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、出勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	宗谷総合振興局	第2回
(コ) 物品購入代金等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、提出された請求書を長期間放置していたことなどから支出事務を遅延しているものが、67件、75万3,445円あった。	オホーツク総合振興局	第3回
(カ) 職員への昼食等の提供については、試験の管理・監督業務、選挙事務などで、食事をとるために勤務を離れることが困難な場合に提供して差し支えないこととされているが、これに該当しない職員に対して昼食等を提供し、食糧費を支出しているものが、1件、1万9,720円あった。	オホーツク総合振興局	第3回
(キ) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 また、物品の購入において、給付が完了した物品については、納品書を徴して、履行確認のため、指定された検査員が検査を行い、当該物品の引渡しを受けなければならないが、検査を行わずに、当該物品を使用させ、後日、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	釧路総合振興局	第2回
<b>キ 委託料</b>		
《指導事項》		
委託料等の支出において、提出された請求書を長期間放置していたことから、支出が遅延しているものが、37件、355万8,030円あった。	総務部	第3回
<b>ク 使用料及び賃借料</b>		
《指摘事項》		
(7) 放送受信料を支出する場合においては、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに支出しているものが、1件、2万8,320円あった。	釧路総合振興局	第2回
(4) 会場の借上げに係る契約を締結するときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、1件、34万2,000円あった。	胆振教育局	第1回
(5) 乗用自動車等賃貸借契約においては、毎月15日までに前月分の賃貸借料を支払うこととなっているが、事務処理を失念したため、平成20年度予算で支出すべきところを平成25年度予算で支出しているものが、1件、6万6,150円あった。	釧路教育局	第1回
《指導事項》		
物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、その検査を行っていないものが、1件、34万2,000円あった。	函館高等技術専門学院	第1回
<b>ケ 負担金、補助及び交付金</b>		
《指摘事項》		
(7) 道有資産所在市町村交付金において、道は、毎年6月に、前年の3月31日現在において所有する固定資産で道以外の者が使用しているものについて、固定資産所在の市町村に対して当該交付金を交付しているが、交付金の対象外となる固定資産について、必要な事務処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、7万4,300円相当あった。	出納局	第3回

(4) 補助金の額の確定事務において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知することとされているが、これらを行っていないものが、1件、207万9,000円あった。	日高振興局	第2回
(5) 母子家庭自立支援給付事業において、入学支援修了一時金の支給については、就業の資格の取得を目的とする養成機関のカリキュラムを修了した日以後の申請に基づいて補助金を交付しなければならないが、誤ってカリキュラムの修了日以前に交付しているものが、1件、5万円あった。	十勝総合振興局	第2回

《指導事項》

(7) 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金において、代替職員の任用期間に係る補助要件については、職員の出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までとし、出産日が遅れた場合に生じる出産予定日と出産日の間については含めないとされているが、出産日が遅れたことに伴う任用期間の変更申請に対し、出産予定日と出産日との期間を含め、増額して決定したものが、1件、2万2,820円あった。	根室振興局	第2回
(4) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、領収書に宛名等の記載がなく、領収証等添付票の余白にも宛名等を記入していない領収証等を有効なものとして受理しているものがあつた。	議会事務局	第3回
(5) 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員から収支報告書及び当該報告書に添付する証拠書類等として各種契約書の写しが提出された場合は、5年間保存する必要があるが、内容の確認を行った後に返却したため、各種契約書の写しを保存していなかった。	議会事務局	第3回

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

(7) 工事請負契約において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が11万7,967円割高となっていた。	開拓記念館	第1回
(4) 工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、2部局で2件、87万1,500円相当あつた。	上川教育局 十勝教育局	第1回 第1回

(単位: 件、円)

部 局 名	事項数	金 額
上 川 教 育 局	1	598,500
十 勝 教 育 局	1	273,000
計	2	871,500

《指導事項》

(7) 工事契約において、工期の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約の期間延長が行われていないものがあつた。	オホーツク総合振興局	第3回
(4) 寄宿舎格子フェンス改修工事に係る予定価格の積算において、ネットフェンス撤去費の積算を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万500円あつた。	宗谷教育局	第1回

イ 委託契約

《指摘事項》

(7) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる郵送料に、さらに消費税等相当額を加算し、また、諸経費等が含まれる単価に、さらに諸経費等を加算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、19万5,464円あつた。	環境生活部	第3回
(4) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費は消費税等相当額を除算して積算する必要があつたが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、13万6,851円あつた。	経済部	第3回
(5) 道有地管理業務委託において、伐木選定調査により確定した伐木本数を基に、変更契約を締結する必要があつたが、これを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、23万9,056円あつた。	経済部	第3回
(1) 競馬の実施に関する委託業務において、委託料により取得した物件があるときは、当該委託業務の完了後、速やかに道に移転させなければならないが、これを行っていないものが平成22年度から平成25年度までの期間において、27件、1,734万8,728円分あつた。	農政部	第3回



(4)	庁舎清掃等業務委託契約において、一般管理費等の算定を誤り、予定価格及び最低制限価格を低く設定したことから失格とすべき者を落札者としていた。	札幌高等技術専門学院	第1回
(4)	庁舎等機械警備業務委託において、競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用することとされているが、最低制限価格を設定しなかったことから、失格とすべき者を落札者としていた。	函館高等技術専門学院	第1回
(4)	道営住宅管理委託業務の執行においては、受託者から実績報告書及び収支精算書を提出させ、審査の上、委託料の額を確定して受託者に通知することとされているが、これらを行っていないものが、1件、100万円あった。	空知総合振興局	第3回
(7)	庁舎等清掃業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、19万1,100円相当あった。	オホーツク総合振興局	第3回
(7)	一般廃棄物処理委託業務において、漁港に漂着し集積された流木の運搬及び処分を委託する場合は、業務を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者と、運搬と処分に係る業務についてそれぞれ契約しなければならないが、許可を有しない者と契約し、運搬及び処分を行っているものが、1件、98万3,871円あった。	根室振興局	第2回
(2)	産業廃棄物処理委託業務において、事業者が事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、運搬と処分に係る業務について、それぞれ契約しなければならないが、収集運搬業の許可のみを有する者と契約し、産業廃棄物の処分も行っているものが、2件、18万2,280円あった。	北警察署	第2回

《指導事項》

(7)	委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費は消費税等相当額を除外して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、3部局で3件、8万2,960円あった。 (単位：件、円)	経済部 水産林務部 宗谷総合振興局	第3回 第3回 第2回															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経 済 部</td> <td>1</td> <td>36,410</td> </tr> <tr> <td>水 産 林 務 部</td> <td>1</td> <td>19,321</td> </tr> <tr> <td>宗 谷 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>27,229</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>82,960</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	経 済 部	1	36,410	水 産 林 務 部	1	19,321	宗 谷 総 合 振 興 局	1	27,229	計	3	82,960		
部 局 名	事項数	金 額																
経 済 部	1	36,410																
水 産 林 務 部	1	19,321																
宗 谷 総 合 振 興 局	1	27,229																
計	3	82,960																
(4)	委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費は消費税等相当額を除外して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、予定価格が過大となっているものが、1件、62万686円あった。	総務部	第3回															
(7)	委託業務に係る予定価格調書の作成において、入札書比較価格を算出するに当たり、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとされているが、これを切り上げているものがあった。	環境生活部	第3回															
(1)	委託業務の予定価格については、消費税抜きの価格で積算した全体価格の金額に100分の5に相当する額を加算して決定することとされているが、それと異なる額を予定価格としているものがあった。	農政部	第3回															
(4)	委託業務の予定価格の積算において、刊行物資料に掲載されている、諸経費が含まれている昇降設備保守・点検費用を基にして、この費用にさらに諸経費を加算して積算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、6,720円あった。	向陽学院	第2回															
(4)	委託業務に係る予定価格調書の作成において、最低制限価格の入札書比較価格を算出するに当たり、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げることとされているが、これを切り捨てるものや記載を誤っているものがあった。	帯広高等技術専門学院	第2回															
(4)	委託契約に係る一般競争入札の資格の公示において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、資格審査申請書に添付することとされている暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。	建設部	第3回															
(7)	委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。	石狩振興局	第2回															
(7)	委託契約に係る公募型プロポーザル方式の参加資格要件において、暴力団関係事業者等でないことを要件の一つとして定めているが、これを記載せずに公告し、参加資格要件を確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。	宗谷総合振興局	第2回															
(1)	委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、道税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、道税に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。	経済部	第3回															
(4)	委託契約に係る一般競争入札の資格の告示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。	総務部	第3回															

(5)	委託契約に係る入札について、入札書における入札者の意思を表示する文言及び入札年月日が不明瞭であり、又は記載されていない場合であっても、他の要件が具備し、相手方の意思が推定できるものにあつては有効として差し支えないこととされているが、入札書に記載されている入札年月日が入札執行年月日後となっていることを理由に入札を無効としているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
(8)	一般競争入札等の入札結果等については、原則として、ホームページにおいて公表することとされているが、これを行っていないものがあった。 また、特命随契の実施にあたり、入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに、併せて公表することとされているが、これらの事項が公表されていないものがあった。	釧路高等技術専門学校	第1回
(6)	庁舎等清掃委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができるとされているが、当該免除要件に該当することを確認しないまま、契約保証金の納付を免除しているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
(9)	業務委託契約において、契約を締結する場合には契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあった。	釧路総合振興局	第2回
(4)	産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、運搬から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適切に行われるよう措置を講じなければならないが、委託契約期間の設定が適切でなかったため、廃棄物の処分業務が委託契約期間内に行われていないものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
(7)	寄宿舎給食賄業務において、受託者に対し、毎日、前日の業務について道が指定する書式により報告しなければならないこととしているが、書式を指定せず、履行確認を行わないまま委託料を支出していた。	江差高等看護学院	第1回
(9)	委託業務において、受託者から成果品が提出されたときは、検査員が納品検査を行うこととなっているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	保健福祉部	第3回
(7)	委託契約における業務の完了検査については、受託者から実績報告書及び成果品の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	議会事務局	第3回
<b>ウ その他の契約</b>			
<b>《指摘事項》</b>			
	物品の修繕に当たり、物品を損傷させた相手方に、損害賠償請求によらず、直接修繕費を支払わせる場合は、その旨の決定行為が必要であるが、これを行わずに修繕しているものが、1件、7万350円あった。 なお、相手方が支払を行わなかったため、修繕が終了した後に、道費で支払う決定を行い支出していた。	東警察署	第3回
<b>《指導事項》</b>			
(7)	情報提供契約に係る一般競争入札の告示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。	総務部	第3回
(4)	物品購入の一般競争入札の執行において、公告に示した入札参加資格要件の内容について、入札参加資格申請書に必要な添付書類の提出を求めずに入札参加資格審査を行い、入札参加資格がある者として申請者に通知していた。	十勝総合振興局	第2回
(9)	建物賃貸借契約により設置された自動販売機の電気使用量は、仕様書に示された専用メーターを設置させて、これにより計測しなければならないが、仕様書と異なる有効期間を経過したメーターにより計測していた。	広尾高等学校	第1回
(1)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける通学用バス借上運行業務において、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に北海道公報により公告しなければならないが、急を要する特段の理由もなく、公告期間を短縮していた。 また、落札者を決定したときは、決定した日の翌日から起算して72日以内に北海道公報により落札者等を公示するとともに、その記録を作成し保管することとされているが、これらを行っていないものがあった。	鷹栖養護学校	第2回
<b>(5) 財産に係る事項</b>			
<b>ア 公有財産</b>			
<b>《指導事項》</b>			
(7)	行政財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、共用部分の加算料金を算定の対象としなかったことから、過少となっているものが、1件、2万1,346円あった。	近代美術館	第1回
(4)	庁舎の管理業務等の委託業務を行うために必要な庁舎等を使用させるときは、決定書により決裁を得るとともに、行政財産使用台帳を備え付けなければならないが、これらの事務を行っていないものがあった。	江差高等看護学院	第1回

イ 物品		
《指導事項》		
(7) 被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、前所属における貸与状況の確認をせず、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7,770円あった。	漁業研修所	第1回
(4) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、リース車両に明らかな損傷があったにもかかわらず、契約期間終了時まで損傷の状況を把握することなく、返却に際し修繕費用を支出しているものがあった。	オホーツク総合振興局 根室振興局	第3回 第2回
(9) 郵便切手の管理については、堅固な容器に保管するなど保管に留意しなければならないが、誤って、職員が私物として購入した郵便切手と公費により購入した郵便切手を区別せずに受払簿に記録し、保管していたことから、公費で購入した郵便切手の在庫がなくなったことに気付かず、私物の郵便切手を業務に使用しているものがあった。	美瑛高等学校	第1回
(6) 工事（技術）に係る事項		
ア 設計		
《指導事項》		
道路改良工事において、横断歩道が設置された交差点の歩道構造の設計に当たり、歩車道境界縁石は、横断歩道の設置位置と整合を図るように低下させなければならないが、一部の交差点において、横断歩道の設置位置と低下縁石の設置位置や標識柱の設置箇所が整合しておらず、歩行者等の安全な通行への配慮が不十分であった。	十勝総合振興局	第2回
イ 積算		
《指導事項》		
(7) 河川改修工事において、土工費の積算に当たり、掘削した土砂を現場内で流用する場合は、現場条件に応じて不整地運搬車などによる運搬費を計上しなければならないが、これを行っておらず、設計金額が過少となっていた。	胆振総合振興局	第2回
(4) 河川改修工事において、土砂運搬費の積算に当たり、標準の運搬費は10トン積級のダンプトラックで積算しなければならないが、4トン積級のダンプトラックで積算したため、設計金額が過大となっていた。	渡島総合振興局	第2回
(9) 橋梁補修工事において、足場工の積算に当たり、主桁の塗装等を行う場合は鋼橋上部工の歩掛りを適用し計上しなければならないが、橋梁維持工の歩掛りを適用したため設計金額が過大となっていた。	渡島総合振興局	第2回
(イ) 道路工事において、橋梁下部工の積算に当たり、土砂を掘削し、埋戻す場合には、仮置きが可能な場所までの往復運搬費等を計上しなければならないが、これを計上しなかったことから、設計金額が過少となっていた。	上川総合振興局	第3回
(オ) 河川導流堤改修工事において、水中不分離性コンクリートの単価を策定するに当たり、使用する混和剤を特定せずに実勢価格調査を行うべきところ、混和剤を特定して実勢価格調査を行っていた。	宗谷総合振興局	第2回
(ハ) 林道工事において、鋼矢板の引抜き工を積算するに当たり、引抜き費は標準機種としている25トン吊ラフテレーンクレーンで積算しなければならないが、大型の50トン級クローラクレーンで積算したため、設計金額が過大となっていた。	釧路総合振興局	第2回
ウ 事務処理		
《指摘事項》		
工事用仮設道路の設置工事において、設置位置の変更など工事内容の大部分を変更し、かつ事業費の大幅な増減が見込まれる場合には、工事監督員は、支出負担行為担当者の上申書を提出して指示を受ける等、施工前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わずに施工させ、概数の確定による設計変更で対応しており、事務処理が不適切であった。	後志総合振興局	第2回
《指導事項》		
(7) 河川改修工事において、私有地を建設副産物の一時保管場所等として施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わして、その使用条件等の特記仕様書に明示する必要があるが、これらを行っていなかった。	空知総合振興局	第3回
(4) 砂防工事において、工事の一時中止によってコンクリート構造物の製作工程が寒冷期に入り、新たに防寒費の計上が必要となったことから、工事着手前に協議を行い設計変更を行わなければならないが、これを行っていなかった。	胆振総合振興局	第2回
(9) 道路の側溝排水路改修工事において、工事起点や張芝の施工箇所を変更するなど設計内容を変更する場合は、設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていなかった。 また、概数を確定する場合は、受注者から施工図や数量計算書の提出を受け、十分照査、検討することとなっているが、これを行わず、当初の数量を確定数量としていた。	胆振総合振興局	第2回
(イ) 道路歩道橋設置工事において、市道及び都市公園に道路横断歩道橋の階段等の施設を設置して継続的に使用するに当たり、それぞれ道路法と都市公園法に基づき、管理者に申請を行い、占用の許可を受けなければならないが、この手続きを行っていなかった。	胆振総合振興局	第2回

(4) 急傾斜地工事において、私有地及び町有地に工食用道路等を設置して土砂の運搬に使用する場合、私有地については、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わし、町有地については、許可を得た後でなければ工事に着手してはならないが、これを行わずに工事に着手していた。	胆振総合振興局	第2回
(5) 治山工事において、雪崩予防柵の施工に当たり、設計図及び共通仕様書に基づくアンカー下部材の施工費を計上していなかったため、契約後にこの未計上分を計上する設計変更を行っているが、設計図書を変更する場合に適用する請負契約条項を適用しており、事務処理が適切でなかった。	渡島総合振興局	第2回
(6) 畑地の土層改良工事において、ほ場に有機質資材を投入する場合には、地域実態を勘案して投入する有機質資材を選定し、その品質等の特記仕様書に示すこととされているが、地域実態を勘案した選定を行っていないものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
(7) 道路改良工事において、概数としていたアスファルト塊等の処分費等の積算に当たり、概数を確定する場合は、受注者から現場検収を行った施工図や数量計算書の提出を受け、発生量を十分照査、検討することとなっているが、これを行わず数量を確定していた。	十勝総合振興局	第2回

(7) その他

ア 権限を有しない者が専決しているもの

《指摘事項》

(7) 証人等に旅行を依頼し、支給する旅費を承認する権限を有する職については、各総合振興局等事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、3部局で8件あった。	上川総合振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局	第3回 第2回 第3回																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>専決を行った者</th> <th>権限を有する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1</td> <td rowspan="3">課長職</td> <td rowspan="3">部長職</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	専決を行った者	権限を有する者	上川総合振興局	1	課長職	部長職	宗谷総合振興局	1	オホーツク総合振興局	6	計	8				
部 局 名	事項数	専決を行った者	権限を有する者															
上川総合振興局	1	課長職	部長職															
宗谷総合振興局	1																	
オホーツク総合振興局	6																	
計	8																	
(4) 負担金等の支出負担行為について、権限を有しない者が専決しているものがあった。	農政部	第3回																
(5) 単価契約を行う専決権限を有する職については、宗谷総合振興局事務決裁細則で定められているが、委託契約に係る単価契約に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。	宗谷総合振興局	第2回																
(6) 補助金の額の確定に係る専決権限を有する職及び上限額については、オホーツク総合振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回																

イ 歳入歳出外現金管理者

《指導事項》

歳入歳出外現金管理者は、歳入歳出外現金の受入れ又は払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入・払出決定書により、受入れ又は払出しの決定をし、歳入歳出外現金等取扱員に対し受入れなどの通知をしなければならないが、これらの手続を行わず、契約保証金の受入れなどを行っているものがあった。	後志総合振興局 北見高等技術専門学院 旭川美術館	第2回 第3回 第1回
--	--------------------------------	-------------------

ウ 収入取扱員

《指導事項》

(7) 収入取扱員に異動があった場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査をしなければならないが、これらを行っていないものがあった。	後志総合振興局	第2回
(4) 収入取扱員が収納した現金等を指定金融機関等に払込みをした現金払込書及び領収証書は、出張徴収の場合は、帰庁した日に検査員の検査を受け当該収入取扱員が保管することとされているが、母子福祉資金貸付金収入において、出張徴収に係る現金払込書及び領収証書を紛失しているものがあった。 また、日常検査を適切に行わなかったことから、証拠書類の紛失の発覚が遅れていた。	十勝総合振興局	第2回

エ 資金前渡員

《指導事項》

(7) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備えなければならないが、これを作成していなかった。	後志総合振興局	第2回
(4) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、会計管理者又は出納員に提出しなければならないが、出納員への提出を行っていない。 また、資金前渡員の支払事務については、部局長が指定する職員が、毎日、前渡資金の支払事務終了後、当該支払事務の内容を確認し、その確認結果を書面に記録し、毎月、部局長の決裁を受けることとされているが、これらを行っていない。	胆振総合振興局	第2回
(7) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、会計管理者又は出納員に提出しなければならないが、出納員への提出を行っていない。	渡島総合振興局	第2回

(イ)	資金前渡員は、前渡資金出納計算書を出納員に提出するに当たっては、支払の証拠書類を併せて提出しなければならないが、これを提出していないものがあった。 また、前渡資金経理簿及び出納員に提出した前渡資金出納計算書に、当該前渡資金の領収額及び支払額を記載していなかった。	根室振興局	第2回
(ウ)	資金前渡員は債権者に現金で支払をしたときは、領収証書を徴さなければならないが、領収証書を得難いときは、その理由、支払先及び支払金額を明らかにした資金前渡員の証明書を作成することになっているが、領収証書を徴しておらず、支払証明書も作成されていないものが、1件、1万円あった。	教育庁	第3回
<b>オ その他</b>			
《指導事項》			
	北海道アイヌ兄弟大学等修学資金等貸付金について、債権が生じたときは債権管理簿を備え、貸し付けた月数ごとに支出日、支出額等を記録しておかなければならないが、これらの記録を行っていないものが、	十勝総合振興局	第2回

**7 公用車の効率的な運用等の観点からは正又は改善を求めたもの**

(1) 公用車の稼働率向上について検討を求めたもの

《検討事項》

各総合振興局等における公用車の稼働状況等については、平成15年度行政監査結果において、年間稼働率の低い公用車の減車や管理換えを検討するよう改善意見を付したところであり、総務部では当該意見を踏まえ、平成19年4月に公用車に係る減車等の取扱いを通知したところである。しかし、現時点においても、特定の車種について冬期間の使用を控えるなどの理由から稼働率の低い公用車が見受けられる総合振興局等があり、一方で、同一合同庁舎に所在する他の部局においてレンタカーの借上げが多数行われている状況が見受けられた。このため、各総合振興局等における公用車の稼働状況を踏まえて、保有の適否についての検討や合同庁舎内での公用車の効率的な使用が可能となるよう部局間での共有化の仕組みづくりについての協議など、公用車の稼働率向上について検討する必要がある。

総務部	第3回
-----	-----

(2) 他部局保有公用車の利用等について検討を求めたもの

《検討事項》

各教育局においては、管内小中高等学校への教育訪問指導業務等に当たり、公用車の保有台数不足を補うためレンタカーを借上げしているが、合同庁舎に所在する各総合振興局等の公用車を利用することにより経費節減が図られることから、他部局保有公用車の利用について関係部局と協議、検討する必要がある。  
また、レンタカーの借上契約においても、借上げの都度、随意契約を行っている部局が見受けられるが、借上予定台数が相当数見込まれるときは、日額単価による競争入札等を行うことにより経済的な予算執行が見込まれることから、レンタカーの契約方法についても検討する必要がある。

教育庁	第3回
-----	-----

**8 公用車による交通事故等が発生しているもの**

(1) 公用車による交通事故

《指摘事項》

**賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの**  
公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、3部局で102件、4,382万869円の支出があった。  
また、全損により、3部局で4件、残存価格466万962円の廃車があった。

空知総合振興局 宗谷総合振興局 警察本部	第3回 第2回 第3回
----------------------------	-------------------

【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	6	3,892,160
宗 谷 総 合 振 興 局	2	1,667,897
警 察 本 部	94	38,260,812
計	102	43,820,869

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。  
注2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。

【全損により廃車した公用車の残存価格の合計】 (単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	2	344,150
宗 谷 総 合 振 興 局	1	139,100
警 察 本 部	1	4,177,712
計	4	4,660,962

注 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

《指導事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの  
 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、14部局で44件、1,102万8,536円の支出があった。  
 また、全損により、2部局で2件、残存価格29万5,517円の廃車があった。

【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額
総務部	1	249,513
石狩振興局	2	419,797
後志総合振興局	4	1,101,450
胆振総合振興局	4	651,494
日高振興局	4	1,095,250
渡島総合振興局	4	625,620
上川総合振興局	6	2,091,399
留萌振興局	4	629,199
オホーツク総合振興局	5	1,593,269
十勝総合振興局	3	1,002,450
釧路総合振興局	4	871,409
計量検定所	1	265,933
苫小牧高等技術専門学院	1	231,753
図書館	1	200,000
計	44	11,028,536

【全損により廃車した公用車の残存価格の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額
胆振総合振興局	1	87,517
上川総合振興局	1	208,000
計	2	295,517

注 全損により廃車した公用車については、残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

総務部  
 石狩振興局  
 後志総合振興局  
 胆振総合振興局  
 日高振興局  
 渡島総合振興局  
 上川総合振興局  
 留萌振興局  
 オホーツク総合振興局  
 十勝総合振興局  
 釧路総合振興局  
 計量検定所  
 苫小牧高等技術専門学院  
 図書館  
 第3回  
 第2回  
 第2回  
 第2回  
 第2回  
 第3回  
 第2回  
 第3回  
 第2回  
 第1回

(2) その他の事故等

《指摘事項》

ア 高等学校グラウンド法面の管理瑕疵による事故が発生し、倉庫等が倒壊したことから賠償金として、1件、1,773万9,989円の支出があった。	釧路教育局	第1回
イ 請負代金請求控訴事件において、道の敗訴が確定したことから、賠償金として、1件、2,633万6,467円の支出があった。 そのうち、2,411万8,500円は、道が違約金として請負代金と相殺した部分の返還に相当するものであり、残余の221万7,967円は、遅延利息及び訴訟費用として支出したものである。	建設部	第3回
ウ 実習棟で火災事故が発生し、復旧費として、197万4,000円の支出があった。	岩見沢農業高等学校	第1回

《指導事項》

ア 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、2部局で6件、220万550円の支出があった。 (単位：件、円)	総務部 警察本部	第3回 第3回
イ 管理瑕疵による車両損害事故が発生し、賠償金として、1件、34万1,429円の支出があった。	宗谷総合振興局	第2回
ウ 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、2件、30万1,982円の支出があった。	警察本部	第3回
エ 身体障害者手帳の交付において、身体障害者手帳発行システムの不具合を認識していたにもかかわらず、長期間、改善を行うなどの必要な措置を行わず、誤った障害種別で認定した身体障害者手帳を交付したため、相手方に損害が生じ、平成24年度に賠償金を支出しているが、平成25年度においても、同様の理由により、賠償金として、1件、22万1,515円の支出があった。	保健福祉部	第3回

9 公有財産の損傷等が発生しているもの

(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

《指摘事項》

修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの  
 公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、2部局で2件、202万3,069円の支出があった。  
 (単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
旭 川 聾 学 校	1	196,069	公宅における給湯管及び混合栓
せ た な 警 察 署	1	1,827,000	消火ポンプユニット
計	2	2,023,069	

旭川聾学校  
 せたな警察署

第1回  
 第2回

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

《指摘事項》

修繕費用が5万円以上の支出があるもの  
 物品の損傷が発生し、修繕費用として、16部局で19件、240万356円の支出があった。  
 (単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
水 産 林 務 部	2	140,984	パーソナルコンピュータ
石 狩 振 興 局	1	109,248	パーソナルコンピュータ
檜 山 振 興 局	1	132,300	公用車
特別支援教育センター	1	80,220	パーソナルコンピュータ
岩見沢農業高等学校	1	772,863	公用車
警 察 学 校	1	83,580	パーソナルコンピュータ
北 見 方 面 本 部	1	72,250	公用車
北 警 察 署	1	83,580	パーソナルコンピュータ
手 稲 警 察 署	2	183,015	公用車、パーソナルコンピュータ
三 笠 警 察 署	1	83,580	パーソナルコンピュータ
函 館 西 警 察 署	2	221,130	パーソナルコンピュータ
帯 広 警 察 署	1	97,335	パーソナルコンピュータ
網 走 警 察 署	1	59,000	公用車
斜 里 警 察 署	1	100,000	公用車
紋 別 警 察 署	1	130,000	公用車
興 部 警 察 署	1	51,271	公用車
計	19	2,400,356	

水産林務部  
 石狩振興局  
 檜山振興局  
 特別支援教育センター  
 岩見沢農業高等学校  
 警察学校  
 北見方面本部  
 北警察署  
 手稲警察署  
 三笠警察署  
 函館西警察署  
 帯広警察署  
 網走警察署  
 斜里警察署  
 紋別警察署  
 興部警察署

第3回  
 第2回  
 第2回  
 第3回  
 第1回  
 第1回  
 第2回  
 第2回  
 第2回  
 第1回  
 第2回  
 第1回  
 第2回  
 第2回  
 第1回  
 第1回

上記のうち、水産林務部において、物品を損傷したときは、直ちに、所属の部長に報告をしなければならないが、これを行っていないかった。  
 また、岩見沢農業高等学校において、公用車の修繕に当たり代替車両の取得に要する費用との比較検討を十分に行っていないかった。

《指導事項》

修繕費用が5万円未満の支出があるもの  
 物品の損傷が発生し、修繕費用として、4部局で7件、10万1,955円の支出があった。  
 (単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
上 川 総 合 振 興 局	1	8,715	公用車
留 萌 振 興 局	1	38,850	26型液晶テレビ
豊 平 警 察 署	4	37,800	インクジェットプリンター
小 樽 警 察 署	1	16,590	公用車
計	7	101,955	

上川総合振興局  
 留萌振興局  
 豊平警察署  
 小樽警察署

第3回  
 第2回  
 第3回  
 第3回

上記のうち、留萌振興局において、物品を損傷したときは、直ちに、部局長に報告をしなければならないが、これを行っていないかった。

(3) 物品の亡失等

《指摘事項》

ア	工事発生材（鉄くず）の亡失により、1件、19万2,300円相当の損失があった。 なお、同様の事例が、近年連続して発生しており、再発防止に向けた適切な措置を講ずる必要がある。	空知総合振興局	第3回
イ	物品（パーソナルコンピュータ）の亡失事故が発生し、1件、9万7,650円の損失があった。	釧路総合振興局	第2回
ウ	共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が2件発生し、券片4枚の紛失があった。 また、亡失した券片のうち2枚について、拾得した第三者に使用され、使用料として支出しているものが、1万円あった。	警察本部	第3回

エ	共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が発生し、未使用の券片28枚が綴られている券綴1冊の紛失があった。 また、防災当番用のバッグ及び防災対応用の携帯電話を紛失し、これらを新たに取得する費用として、2件、8,799円の支出があった。	上川総合振興局	第3回
オ	財務に係る証拠書類の保管については、会計管理者が保管するものを除き、部局長が保管することになっているが、収入の証拠書類である現金領収証書原符を紛失しているものがあった。	図書館	第1回

《指導事項》

公用車の鍵の亡失により、2部局で2件、4万425円の損失があった。  
(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	21,000
胆 振 総 合 振 興 局	1	19,425
計	2	40,425

空知総合振興局 胆振総合振興局	第3回 第2回
--------------------	------------

10 その他是正又は改善を求めたもの

(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づき、小規模な場外発売所の全道展開、日本中央競馬会との連携協定に基づく相互販売などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めた結果、22年ぶりに単年度収支1億7,753万円注の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、事業の安定的な運営に必要な設備投資などを含め総合的な検討を行い、一層の経営改善を図る必要がある。

農政部	第3回
-----	-----

(単位：千円)

収 入 額 ①		支 出 額 ②		収 支 額 (①-②)	
16,214,184		16,428,720		△214,536	
勝馬投票券収入	14,017,430	法定経費等	11,786,896	翌年度歳入の 繰上充用額	214,536
業務協力金	1,815,561	開催経費	4,249,757		
その他	381,193	繰上充用金	392,067		
注 単年度収支1億7,753万円(黒字)の算出は次のとおり 収入額①-(支出額②-繰上充用金) =16,214,184千円 -(16,428,720千円-392,067千円)=177,531千円		一般財源借入金 累 計 額	24,243,752		
		(当該年度分)	( 0 )		

(2) 郵便貯金等の差押に係る払戻証書の取扱いについて検討を求めたもの

《検討事項》

郵便貯金等の差押において、ゆうちょ銀行から差押金額に係る払戻証書が郵送された場合、徴税吏員（歳入歳出外現金等取扱員）は、当該証書を郵便局において現金化し、指定金融機関に寄託しているが、差押金額等が示されている払戻証書の管理について明確な規定がないことから、整理簿等で管理しているものや当該証書の写しのみを保管しているものなど、各総合振興局等において取扱いが区々となっている。また、払戻証書の写しを保管していないため、差押金額を確認できない状態となっていたものがあったことから、現金等の事故防止の観点から適切な取扱方法について検討する必要がある。

総務部 (十勝総合振興局)	第2回
------------------	-----

(3) 特勤勤務手当に準ずる手当等の支給について検討を求めたもの

《検討事項》

「特勤勤務手当に準ずる手当」の支給については、特勤勤務手当等に関する規則において、職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年に達する日をもって終わる取扱いとなっているが、規則の但し書きにおいて、職員が他の特勤部局等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合については、住居の移転の日の前日をもって支給は終わることとしていることから、知事部局職員については、特勤部局等への異動から3年に達する日の翌日に他の特勤部局等に異動し住居を移転した場合には、手当の支給は住居の移転の日の前日をもって終わり、新たに住居を移転した日から支給しているため、手当は継続して支給されている。  
一方、取扱いを同じくする学校職員の「へき地手当に準ずる手当」については、3年に達する日の翌日に他のへき地学校等に異動し住居を移転した場合には、当初の手当は異動の日から起算して3年に達する日をもって終わり、新たに住居を移転した日から支給していることから、手当の支給が中断される場合がある。  
特勤部局（へき地学校）等への異動の日から、3年に達する日の翌日に特勤部局（へき地学校）等に異動し住居を移転した場合の手当の終期について、知事部局職員と学校職員とに差異があることは、同様の趣旨で支給する手当の間で公平性に疑義を生ずることから、手当支給の取扱いについて協議、検討する必要がある。

総務部 人事委員会事務局 (出納局)	第3回 第3回
--------------------------	------------



(4) 業務量を的確に把握するための検討を求めたもの		
《検討事項》		
特別職非常勤職員の設置については、設置の必要性を十分検討し、業務の範囲、年間の業務量の推移等を的確に把握した上で人数、勤務日数等について必要最小限の範囲で明確に定めるものとされているが、国民健康保険指導監査専門医について、保険医療機関等に対する指導監査及び保険者等に対する助言などを業務範囲としているにもかかわらず、出勤簿以外に業務量を把握できる書類等が一切作成されていないことから、特別非常勤職員の適切な勤務日数を定めるため、業務量の推移等を的確に把握できるよう活動記録を作成することなどについて検討する必要がある。	保健福祉部	第3回
(5) 適切な委託事業の執行について検討を求めたもの		
《検討事項》		
社会福祉関係職員等研修事業において、業務の受託者は、事業実施要綱に基づき研修の実施に当たって受講者から会場使用料等に係る費用負担を実費で徴収し、道からの委託料と合わせて一体的に事業を執行している。しかし、道は、受講者から徴収した費用の収支について、実績報告書等で報告を求めているため、その内容を確認しておらず、また、委託料の積算が事業の実態と合っていないことなどから、受託者は事業実施要綱で定められていない費用にも支出していた。 これらのことから、委託事業全体の経理状況等を把握し、事業実施要綱等の見直しを行うなどして適切な委託事業の執行となるよう検討する必要がある。	保健福祉部	第3回
(6) 跡請保証金の算定方法について検討を求めたもの		
《検討事項》		
林道工事の種子入り客土吹き付けによる法面保護工の施工において、適切に施工したにもかかわらず、天候等の影響から完成検査時点で発芽が確認できない場合は、発芽確認が可能となる時期まで跡請保証の対象とし、当該保証部分の請負代金相当額を跡請保証金として納付させることとなるが、跡請保証金額の算定に当たり、算定の対象とする跡請保証部分に該当する工事種類についての規定がなく、また、対象とする工事種類の違いは跡請保証金額に影響することから、対象とする工事種類を明確にするよう検討する必要がある。	水産林務部 (檜山振興局)	第2回
(7) 補助対象経費の算定方法について検討を求めたもの		
《検討事項》		
高等学校生徒遠距離通学費等補助金において、保護者と住居を異にして居住する生徒に対する補助対象経費の算定に当たり、補助の対象生徒が補助の対象生徒以外の兄弟等とアパート等に同居している場合の補助対象経費とする部屋代について、対象生徒分の部屋代を区分できない場合は、部屋代の全額を補助対象経費としている。しかし、部屋代に食費や光熱水費等が含まれている場合は、一定割合を部屋代相当額として補助対象経費を算定していることから、補助の対象生徒以外の兄弟等と同居している場合の部屋代についても、居住人数や専用面積により按分して対象生徒分の部屋代相当額とするなど、補助対象経費の適切な算定方法について検討する必要がある。	教育庁 (渡島教育局)	第2回
(8) 除排雪委託業務に係る作業時間の確認方法について検討を求めたもの		
《検討事項》		
道立学校の除排雪委託業務において、受託者は、除排雪作業を始業時刻までに終了させ、作業終了後に作業の開始時刻及び終了時刻を記載した報告書を提出することとしているが、機械警備を導入している学校においては、当該作業中には職員が出勤していないため、立ち会いによる作業時間の確認を行うことができない状況となっている。委託料は、報告書に記載された作業時間に基づき支出することとなっていることから、機械警備を導入している学校における除排雪委託業務の作業時間について、作業状況に応じた経済的で実効性のある確認方法を検討する必要がある。	教育庁 (浜頓別高等学校)	第3回

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分	部 局 名	報告回次
2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの		
《指摘事項》		
(1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が8億362万1,090円となっており、累積欠損金は731億2,491万590円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。	保健福祉部	第3回
(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億901万1,018円と3年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は179億6,489万9,934円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率の維持・確保に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	企業局	第3回
3 法規性の観点からは是正又は改善を求めたもの		
(1) 予算に係る事項		
《指導事項》		
ア 保育所保育室カーテン取替工事において、新たにカーテンを作製し取り付けしたが、既存のカーテンの補修やカーテンボックスの改修などは行っていないことから、庁用消耗備品費で予算執行をしなければならないが、修繕費により執行しているものが、1件、2万3,310円あった。	向陽ヶ丘病院	第2回
イ 病院事業会計において、北海道収入証紙を購入する場合には、役務費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものが、2件、2万8,700円あった。	緑ヶ丘病院	第2回
(2) 収入に係る事項		
《指導事項》		
医療費等について、納入義務者が納入期限までに収入金を完納しない場合には、履行期限後30日以内に督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。	北見病院	第1回
(3) 支出に係る事項		
ア 賃金		
《指導事項》		
臨時職員の賃金の支給において、欠勤日を出勤した日数に含め支給額を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万951円あった。	子ども総合医療・療育センター	第2回
イ 旅費		
《指摘事項》		
赴任旅費の支給において、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、平成23年度から平成25年度までの期間において、9件、5万2,814円あった。	企業局	第3回
《指導事項》		
(7) 赴任旅費の支給において、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、4万2,200円あった。	江差病院	第1回
(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書等を添付することとされているが、2人分の航空運賃額を記載した領収書が添付されているものや、宛名の記載のない領収書を添付しているものがあった。	企業局	第3回
(4) 契約に係る事項		
ア 委託契約		
《指摘事項》		
(7) 庁舎警備業務及び電話交換業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、140万3,010円相当あった。	子ども総合医療・療育センター	第2回
(4) 産業廃棄物処理委託業務において、事業者が事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処分を委託する場合は、書面により契約しなければならないが、これを行わず処分を行っているものが、2件、6万7,011円あった。	企業局	第3回
《指導事項》		
(7) 医事会計システムの保守管理業務委託において、代替性がないことを理由に、当該システム機器の賃貸人と特命随契をしているが、受託者が全ての保守管理業務を第三者に再委託しており、代替性がないと認められない契約を行っていた。	向陽ヶ丘病院	第2回

	(4) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。	企業局	第3回
<b>イ その他の契約</b>			
<b>《指摘事項》</b>			
	(7) 物品購入単価契約において、見積書の記載金額を加除訂正した見積書を無効とせず、有効なものとして契約を締結しているものが、1件、81万2,901円相当あった。	保健福祉部	第3回
	(4) 病院事業に係る医療材料購入単価契約において、支出予定相当額が160万円を超えるものについては競争入札を執行しなければならないが、見積合わせを行っているものがあった。	保健福祉部	第3回
	(9) 病院事業に係る医薬品等購入単価契約において、支出予定相当額が160万円を超えるものについては競争入札を執行しなければならないが、見積合わせにより随意契約を行っているものが、14件あった。 このうち、支出予定相当額が2,500万円以上で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが、1件あった。	子ども総合医療・療育センター	第2回
<b>《指導事項》</b>			
	パーソナルコンピュータ購入に係る予定価格の積算において、仕様書と異なるソフトウェアの価格を用いたことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万9,750円あった。	保健福祉部	第3回
<b>(5) 工事（技術）に係る事項</b>			
<b>積算</b>			
<b>《指導事項》</b>			
	発電所建設工事において、基礎部岩掘削の積算に当たり、広さが切り取り幅5m以上延長20m以上、掘削量が500m <sup>3</sup> 以上ある軟岩の場合には、32t級リッパ掘削の歩掛りを適用することとされているが、大型ブレイカ掘削の歩掛りを適用して積算したため、設計金額が過大となっていた。	企業局	第3回
<b>4 公用車による交通事故等が発生しているもの</b>			
<b>公用車による交通事故</b>			
<b>《指導事項》</b>			
賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、2部局で2件、46万6,682円の支出があった。		北見病院 羽幌病院	第1回 第2回
(単位：件、円)			
	部 局 名	事項数	金 額
	北 見 病 院	1	172,805
	羽 幌 病 院	1	293,877
	計	2	466,682